

# 令和2年度 第2回 新潟市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 会議録

## 【日 時】

令和2年11月5日（木曜）午後2時から午後4時30分

## 【場 所】

新潟市役所 本館6階 第3委員会室（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

## 【出席者】

<委 員>

美の委員、富田委員、佐藤委員、林委員、田中委員

計5名

（欠席委員：西村委員、廣川委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

## 【傍聴者】

なし

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 課長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4

## 1. 開会

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第2回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開会いたします。本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りいたしましたものとして、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1-1】新潟市における障がい福祉の現状
- ・【資料1-2】障がい者全般を対象としたアンケートの概要及び結果
- ・【資料1-3】障がい児を対象としたアンケートの概要及び結果
- ・【資料2】 第4次新潟市障がい者計画の骨子
- ・【資料3-1】 第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画の骨子
- ・【資料3-2】 第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画のサービス見込み量
- ・【資料4】 第3回障がい者福祉専門分科会開催内容(案)
- ・【参考資料1】 新潟市における障がいのある人の状況
- ・【参考資料2】 第3次新潟市障がい者計画評価と課題
- ・【参考資料3】 第5期新潟市障がい福祉計画及び第1期新潟市障がい児福祉計画の達成状況

以上13点となります。また、美の委員からの配布依頼により、「特例子会社制度の概要について」を机上配布しまして、また先ほどお話のあった資料につきましては、今ご用意しておりますので、ちょっとお待ちください。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、西村委員と廣川委員から欠席のご連絡をいただいております。7名の委員のうち、5名の委員の方が出席されており、過半数を超えていますので、この分科会が成立していることをご報告いたします。

## 2. 課長挨拶

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、障がい福祉課長の長浜よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

皆様、お疲れ様でございます。皆様方におかれましては、日ごろから、私ども新潟市障がい福祉政策のためにご理解・ご協力いただきまして、本当にありがとうございます。今日の分科会2回目ということで、次第のほう見ていただければわかるとおり、最初に現状ですとか、アンケート結果についてご説明をさせていただきます。そのあと障がい者計画、それから障がい福祉計画のほうの骨子について説明させていただいて、最後、次回のこの会議の開催案について、ご意見いただきたいというふうに思っております。

資料のほうが多くて、説明も長くなってしまうところがあるのですが、なるべく簡潔に進めたいと思いますので、ご協力のほう、お願いいたします。よい計画にするために、活発なご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議事（1）新潟市における障がい福祉の現状及び障がい福祉に関するアンケートにつ

いて

（司会 障がい福祉課 上村課長補佐）

ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、田中会長、お願いいたします。

（田中会長）

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。おおむねの時間配分ですが、（1）新潟市における障がい福祉の現状及び障がい福祉に関するアンケート結果については20分程度、（2）第4次新潟市障がい者計画についてを30分程度、（3）第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画についてを40分程度、（4）第3回障がい者福祉専門分科会の開催内容についてを20分程度。会場の使用時間も踏まえて、最終的に午後4時までに会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、新潟市における障がい福祉の現状及び障がい福祉に関するアンケート結果について、事務局から説明をお願いします。先ほど課長のほうからお話ありましたけれども、事前に資料配布されているので、なるべく簡潔に説明をお願いします。

（事務局：長浜障がい福祉課長）

それでは、議事の（1）についてご説明をいたします。資料は1-1をご覧ください。こちらの資料が、新潟市の手帳所持者数やサービスの利用状況、それから障がい者就労等の現状を表したものになります。

初めに、1の手帳所持者についてですけれども、（1）の身体障がい者手帳では、肢体不自由の方の割合が全体の過半数を超えており、2番目に多い内部障がいの内訳としては、心臓機能障がいの割合が大きくなっているというところがございます。それから（2）療育手帳では、療育Bの割合が全体の6割と、Aよりも若干高くなっております。（3）精神障がい者保健福祉手帳のほうでは、2級の割合が全体の約8割ということで、大半を占めているという状況でございます。

続いて2ページになりますけれども、（4）手帳所持者の高齢者の状況では、高齢者の割合が全体の56.6%、中でも、身体の手帳所持者は、高齢者の割合が75.6%と、非常に高くなっているという状況でございます。

（5）手帳所持者の推移のほうでは、身体の手帳につきましては、25年度をピークに減少している傾向にありますけれども、療育と精神については増加傾向にあります。全体で見ると、29年度を除いては、年々手帳所持者数は増えているという状況でございます。中でも精神が、10年前と比べると約2倍近く、大幅に増えているというのがわかるかなと思います。

なお、参考資料1として、手帳所持者についてより詳細な資料を付けてますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて3ページになります。2. 障がい者医療費の推移でございます。（3）の自立支援医療の精神通院医療では、やはり先ほどご説明したとおり、精神の手帳の所持者数が年々

増えているということや、こちらについては、精神の手帳を所持していなくても、条件に該当すれば利用できるということもあって、受給者数・医療費とも年々大きく伸びているというところでございます。

続いて4ページになります。3. サービス利用状況ですけれども、(1) 支給決定者数の推移では、障がい福祉サービスと児童福祉サービスの利用が年々伸びておりまして、地域生活支援事業はほぼ横ばいという状況です。児童福祉サービスについては、平成27年度と令和元年度を比較すると、約2.2倍ということで、非常に伸びが大きくなっているというところでございます。

それから(3) 主な事業所数の推移では、児童福祉サービスの支給決定者数が増えているということもありまして、特に放課後等デイサービスで事業所数が増えているというところです。また、グループホームにつきましても、平成27年度と令和元年度を比較すると、35住居増えておりまして、やはり地域での生活に大きく寄与しているということがわかるかなと思います。

続いて5ページでございます。4. 相談等の場所でございますけれども、(1) 新潟市障がい者基幹相談支援センターでは、市内4カ所の窓口で、障がい者本人からだけではなく、その家族や事業所、企業などからの相談を受け付けておりまして、相談支援専門員による総合的な相談支援を行っているというところでございます。

それから(2) の地域生活支援拠点等では、障がいのある方の重度化、それから高齢化や親亡きあとを見据えまして、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進するという観点から、既存の社会資源等を組み合わせて活用することにより、地域生活の拠点化を図って、多面的な支援体制の構築をしています。私ども新潟市のほうでは、この支援拠点に求められる5つの機能のうちの2つ、(1) 相談と(2) の緊急時の受入対応、この2つの機能を整備をして、支援しているというところでございます。

続いて(3) の新潟市発達障がい支援センターJOINでございますけれども、こちらのほうでは、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と、総合的なネットワークを構築しながら、発達障がいに関するさまざまな相談に対して、専門の相談員が相談支援にあたっていうというところでございます。

続きまして6ページでございます。5番の障がい者支援の状況ですけれども、(1) の民間企業の状況では、民間企業における障がい者の雇用率等について、データを載せています。新潟市という市単位での公表されたデータというのはないので、ここでは全国平均と、新潟県のデータを掲載しています。民間企業における障がい者雇用率のほうを見ていただきますと、新潟県は、令和元年度では、全国平均を上回っているものの、全国的に見るとまだ34位と、まだ順位が低くて、法定雇用率も達していないという状況のため、さらなる周知啓発が必要だというふうに考えています。

それから(2) 就労者数および工賃というところでは、福祉施設からの一般就労者数を見ると、令和元年度実績は129人となっております。毎年約130人前後の利用者が、福祉施設から一般就労しているというところでございます。それから、新潟市障がい者就業支援センター、こあサポートの登録者の一般就職者数では、元年度の実績が154人となっております。毎年大体150人前後の登録者が、一般就労しているというところでございます。

続いて7ページになります。障がい者施設利用者の、1人あたりの月額平均工賃ですけれども、就労移行支援のほうにつきましては、ちょっと減少傾向にありますけれども、継続支援のA型・B型は、どちらも増加傾向にあると。特にA型のほうは、平成25年度と元年度を比べると、月額の平均工賃が約2万円増加をしているというところがございます。

新潟市における障がい福祉の現状については、以上でございます、続きましてアンケートの結果についてご説明をいたします。

今回、計画の策定にあたりまして、2つのアンケートを行いました。1つが障がい者全般に関するアンケートで、これが資料1-2、それからもう1つが障がい児を対象に行ったもので、これは資料の1-3ということになります。

初めに資料1-2、障がい者全般を対象としたアンケート結果についてになります。調査の対象者は、手帳を所持している方を対象として、表にあるとおり、身体・知的・精神・発達・難病の5区分ごとに、それぞれ1割の方を無作為に抽出し、延べ4,966の方に調査票をお送りさせていただきました。期間は8月7日から28日までの3週間ということで、調査方法は調査票を郵送し、回答を頂くという形で実施をいたしまして、回収率は47.2%でございました。

続いて(2)の項目別の回答状況ですが、全部で18質問があるのですが、主なものについてご説明をさせていただきます。

初めに「問1 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか」というところでは、回答の傾向としては、前回の調査とほとんど同じで、介助・支援を受けていないと回答された方が一番多かったというところがございます。それに次いで、配偶者、施設職員、子、母、父などのご家族といった方々から介助・支援を受けている方が多いという状況でございました。

続いて3ページの「問3 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか」という質問ですけれども、前回調査事項に、新しく自立生活援助と就労定着支援という新しいサービスが始まりましたので、その選択肢を新たに追加したのが、この結果ということになります。こちらの回答も、傾向としては前回の調査とほとんど同じで、補装具費の支給・日常生活用具の給付を回答される方が最多というところがございます。施設入所支援、日中一時支援、短期入所、生活介護、移動支援などの回答は、前回と比べると減少しておりまして、居宅介護、地域活動支援センター、訪問入浴、グループホームなどの回答が増加をしたというところがございます。施設入所支援が減少してグループホームが増えたという結果については、私どもとしましても、重度障がい者に対応したグループホームの整備に力を入れてきましたので、その影響が出ているのかなというふうに思っているところがございます。

続いて「問4 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか」という質問ですが、傾向はこちらも前回とほとんど同じで、経済負担の軽減という回答が一番多かったというところがございます。その次に相談支援体制、道路・交通・建物のバリアフリーと続くのですが、この2つは前回と比べると順番が逆転してしまっていて、相談支援体制の割合がやはり増加しているというところがございます。それ以外にも、防災対策というところも、やはり割合が前回から増加してしまっていて、相談や防災対策というところが増加している背景には、やはり昨今の地震ですとか大雨で

すとかの自然災害や、今回の新型コロナウイルスの流行などが影響しているのかなというふうに考えています。

続いて4ページの「問5 あなたは将来どのような場所で暮らしたいと思いますか」という質問では、自宅と回答された方が一番多いというところですが、割合を見ると前回よりも2.5%減っているというところがございます。ただ、いまだに70%を超える方が、将来自宅での暮らしを望まれているというところがございます。

続いて「問6 あなたは障がいを理由として差別・暮らしにくさを感じたり、嫌な思いをしたりすることはありますか」という質問ですが、「ある」と答えた方が1.5%減少して、「ない」と答えた方が2.1%増加しているというところで、こちらは差別解消法の施行ですとか、私どもの共生条例に関連した取り組みなどによって、若干ですけれども、社会全体の意識が少しずつ変わってきているのかなというふうに思っております。

続いて5ページになります。「問7 あなたは普段の生活や利用している福祉サービスで不便を感じていますか」という質問で、こちらについては、普段どのようなことに対して不便を感じているか、具体的な実態を把握したいということで、新たに設けた質問ですけれども、結果としては、「感じていない」という方が68.4%ということでした。「感じている」と回答した方の主な意見としては、移動が大変といった意見や、自分が希望する福祉サービスが利用できないといった意見がございました。

続いて、ちょっと飛びまして9ページ「問12 あなたの現在の住まいは次のどれでしょうか」という質問ですけれども、こちらも割合は大きく変わってなくて、持ち家というのが68.1%と、大部分を占めているんですけれども、グループホームと回答された方の割合が、前回から比べると0.7%増加をしていると。これが先ほど説明いたしましたけれども、グループホームの整備に力を入れてきたというところが、1つの要因になるのかなというふうに思っております。

続いて11ページ「問16 新潟市の今の障がい者施策全般について、あなたの満足度を100点満点で表すと何点になるでしょうか」という質問で、割合の分布自体はあまり変わってないんですけれども、平均点を見ると、前回よりも3.2点上昇しているというところがございます。前回調査したときは、前々回と比べて1.1点の上昇であったことや、今回80点以上とご回答いただいた方の割合が増えているということから、この3年間の政策が一定程度評価されたのかなというふうに思っております。

続いて「問17 あなたが今お住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか」という質問ですけれども、こちらも新しく設けた質問になります。結果としては、困ったときに相談できる場所というのを回答された方が21.8%と、一番多くなっておりまして、続いて気軽に通える場所、その他働く場所といった順になってます。問4の「あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか」といった質問においても、相談支援体制の割合が増加していたということから、やはり住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、引き続き相談支援体制の確保・充実というのが大事なのかなというふうに考えています。

最後「問18 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の認知度」ですけれども、前回の調査とほとんど同じで「知っている」というのが15.5%、「知らない」という方が79.4%ということで、依然として「知らない」と回答される方が約80%を占め

ておりますので、引き続き条例の周知啓発に取り組んでいく必要があると考えております。

障がい者全般を対象としたアンケート結果は以上でございます。続いて資料1-3、障がい児を対象としたアンケート結果でございます。

1-3の(1)アンケート概要でございますけれども、こちら対象者は、市内の特別支援学校、通級指導教室、特別支援学校の児童・生徒、及び新潟市児童発達支援センター、それからはまぐみの利用者ということになっております。先ほどの障がい者へのアンケートと同様に、対象となる方のおおむね1割となるよう抽出をしまして、今回の対象者は566人となっております。調査期間は7月14日から9月18日までで、学校やこころん、はまぐみにご協力をいただいて、アンケートの配布・回収を行いました。回収率は76.5%ということで、アンケート対象者の内訳は、1ページの表に記載のとおりというところでございます。

続いて、項目別の回答状況でございますけれども、こちらのアンケートについては、前回に続いて2回目のアンケートなんですけど、選択肢や集計方法をちょっと変えた場所があるので、前回の結果が併記しておりませんので、そこをご了承いただきたいと思っております。

初めに2ページの「問1 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか」という質問ですけれども、学校関係、こころん・はまぐみとも、家族による気づきが4分の1以上を占めております。また学校関係では、保育園・幼稚園の助言、こころん・はまぐみのほうでは、保健センターで実施する健診というものが多くなっておりまして、学齢期に入る前に把握される事例が多いというところでございます。

続いて3ページの「問2 あなたやお子さんは、現在どこに相談をしていますか」という質問ですが、学校関係のほうでは病院・クリニックという回答が最も多くて、学校・園が続いているというところでございますし、こころん及びはまぐみのほうでは、こころんと回答された方が多くて、病院、クリニック、学校、園というふうが続いております。

続いて4ページの「問3 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか」という質問でございますが、こちらは選択式ではなく自由意見の集計なので、意見の内容をカテゴリーごとに分類して整理したところでございますが、学校関係では、周りのサポートや見守り、こころん・はまぐみのほうでは、施設の充実というのが最も多く挙げられていました。それぞれに共通しているところとしては、障がいに対しての周囲の理解というのが2番目にそれぞれ入ってきているので、やはり周囲の理解が必要だというふうを考えている方が多くいるということがわかるかなと思っております。

続きまして5ページの「問4 お子さんは福祉サービスを利用していますか。また利用したことがありますか」につきましては、学校関係では約半数、こころん・はまぐみでは8割以上が、利用している、利用したことがあるというふうに回答をしております。どの福祉サービスを利用したことがあるかということについて聞いたところ、学校関係では放課後等デイサービス、児童発達支援がほぼ同数、こころん・はまぐみでは、保育所等訪問支援が多数というふうになっております。

次に6ページになりますけれども、問4-3で、利用したことがない方に、なぜ利用したことがないかと尋ねたところ、学校関係のほうでは、利用する必要がないという方が約6割、サービスを知らないという方が約2割という状況でございました。こころん・はまぐみのほうでは、サービスを知らないという方が4割、利用する必要がない、またはその



他と回答された方が約3割という状況になっております。

続いて同じ6ページの「問5 学校にお子さんが通ううえで、あなたが求めることを教えてください」という質問につきましては、学校関係、こころん・はまぐみとも、障がいや発達課題などに対する周囲の理解と配慮というのが最も多くなっておりまして、学習支援等のサポート、障がいや発達課題などに合わせた環境の整備というものが続いております。

続いて7ページの「問6 今後お子さんが学校を卒業したあとの日常生活または社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますか」という質問でございます。自由意見をカテゴリー分けしたところ、学校関係、こころん・はまぐみとも、職業訓練が最も多いということになりました。2番目以降は多少の違いはありますが、おおむね同じような順位で続いているというところでございます。

続いて8ページの「問7 お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望はありますか」とにつきましては、こちらも自由意見での回答ですけれども、やはりカテゴリー別で見ると、学校関係、こころん・はまぐみとも、障がいに対しての周りの理解というものが最も多くなっております。

続いて10ページの「問10 お子さんが利用している学びの場を教えてください」という質問ですけれども、学校関係では、特別支援学級（自閉症・情緒障がい）及び特別支援学級（知的障がい）を合わせて、約7割を占めているというところでございます。またこころん・はまぐみのほうでは、児童発達支援センター・事業所が94%と、大部分を占めているという状況でございます。

続いて11ページの「問11 お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください」とついては、学校関係は交付を受けていないという方が最も多くて、こころん・はまぐみでは、通所の受給者証を所持している方が最も多いという状況でございます。

最後に、問12ということで、条例を知っているかどうかという質問ですけれども、学校関係、こころん・はまぐみとも、4分の1を割り込んでいるということで、理解の促進がまだまだ十分でないという状況が伺えるところでございます。現状およびアンケート結果については以上でございます。

（田中会長）

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありますでしょうか。はい、美のさん。

（美の委員）

恐らくこのあとに続く障がい者計画の、基本データになる部分を今ご説明いただいたものと考えてます。その中で、確認をしたいのは、これ年齢層、先ほどぱっと聞いた中では、全体の資料1と資料1-2のアンケートでは、60%の高齢者、40%の65歳以下という言い方がいいでしょうかね。それぞれがまったく違う要求をすると思うんですよ。若い世代のところのデータは、幸い17才以下のデータを見させていただけるので、この中では就労という、要は将来に向かって、生活をどう安定させるかという要望になってきますし、高齢

者になってくると、就労ということはもう世代的に抜けてしまっているのです、じゃあ今後の生活のクオリティとか、終の住まいという方向性に行くのか、残念ながら、この資料1-2を見てたり、1-1だけですと、つかみきれないような気がするんですよ。それぞれやっぱり世代層と、そして障がいの度合いとを分別した上で、アンケート結果をもう一度整理した上で施策に展開していきませんか、本当に求めているものと違う、総花的な話に走りやすいなというのを危惧しております。そういった意味では、解析というのをきちんと、今お話しさせていただいた、世代とそして障がい度に分けた、クロス集計データというのをしっかりと貴課が確認された上で政策をしているのかと。

もう1つは、これは課だけですむものではなくて、例えばここ審議会なわけですから、その状況が見えないと、われわれもそれが、市が今やっていることが正しいかどうかをジャッジできないんですね。そういう意味では、今回頂いたのは、まず全体像として理解しましたが、お願いしたいものはそういった世代別、障がい度別の層別データというものが、後日でも手配ができるものなのかどうなのか、まずそこをちょっと確認させてください。今すでにありますということであれば、ご提示いただければ結構です。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

アンケート結果をクロス集計できるようにアンケートをとっていますので、クロス集計はやろうと思えばできることになっています。ちなみに、今私のほうが手持ちで持っているのは、特に今後の新潟市の施策の中で、改善ないし拡充してほしいと思うことについて、障がい種別だとか年齢別にクロス集計したのがありますので、やはりそれで見ると、65歳未満の方については、改善ないし拡充してほしいもののトップは、経済的負担の軽減、38.7%、これがやはりトップなんですね。それに続くのが、24.3%の雇用促進。同じぐらいの割合で、23%で相談支援体制という形になっています。確かに65歳以上になると、雇用促進・就労支援というのは1.8%ということで、割合はだいぶ落ちてしまいますけれども、どちらを見てもやはりトップになるのは経済的負担の軽減というのがあるかなと思われそうですし、相談支援体制というのも、やはりどちらの中でも比較的高い状況になっています。ただ、若い世代から雇用促進に関するというご意見は頂いていますので、そこも含めた形で、計画のほうはつくっていきたいというふうに思っています。

あと障がい種別もありますけど、障がい種別だと、例えば身体の方は高齢化率が高いのか、雇用促進というところよりは、経済的負担の軽減というのがトップになりますね。療育になってくると、療育もやっぱり3割ぐらいは経済的負担の軽減ということで、そこがトップですかね。続いて相談支援体制、あと入所のサービス、スポーツ・余暇・文化、その辺と並んで雇用促進というのが17%ぐらいあるというところがございますし、精神については、雇用促進が34.1%と一番高いでしょうかね。あと発達障がいも、やはり雇用促進が50%ということで、高い数値を示しているというのがありますので、これについてはクロス集計したのものがあるので、もしであれば後ほどお渡しできるかなと思います。

(美の委員)

はい、ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

(田中会長)

ほかにご意見ありますか。実際この障がい者といっても、いろんな区分があるわけで、それを一緒くたにして議論してしまうと、別の病気を持って人集めて、それで全体の傾向を出そうと思っても、正確な傾向分析できませんし、対策を立てる上で、どれが本当に適した対策なのかというのを、やっぱり目しがないと思うんですね。

このアンケートを見てみると、びっくりしたのは、問 16 ですか、満足してるかどうかということで、100 点満点の人もいるし、あと 90 点以上の人もかなりいて、1 割以上の人はすごく満足してるわけですね。この満足してる障がい者の方というのは一体どういった障がい持ってる方なのかというのがちょっと気になりますし、全然満足してない人もいるわけなので、非常にこれだけだと、何に満足して何に満足してないのかわからないし、美の先生おっしゃったように、やはり障がい別にもっと詳細に分析されたほうが良いような感じがします。

あと、障がい者を対象にしたアンケートと、この障がい児を対象としたアンケートの回収率が、障がい児を対象としたほうが、障がい者よりも非常に高いわけですね。これはやはり親御さんが、自分のお子さんのことについて回答するわけで、それだけやはり、常日ごろ真摯に向き合ってるんだと思いますけれども、ただその割には、最後のまちづくり条例を知らないという人が多いというのが、何でそうなってるのか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

アンケートの中では、周りの理解が必要だというのが、結構ニーズとしては高くなってはいるんだけど、まだ全員に浸透してるわけではないという、両方がうかがえるので、ここは者・児、どちらもそうですけれども、もう少し私どもとしても力を入れていかなきゃいけないなと思ってるところでございます。

(田中会長)

ほかに何か。

(林委員)

本当に皆さん言われるとおりで、ちょっと細かいのが見えないなど。数が少ないから、じゃあ重要でないかと言うと、決してそんなことはないので、ある障がいに対して非常に重要なことかもしれない。

それから、差別解消条例の認知度が低いという、これはかなり深刻な問題だと思うんですね。つくったときの経緯を私もよくわかっているのですが、あのとき役所すごく頑張ってくれて、障がい福祉課が努力して、ほかの課も巻き込んで、ああ、やっぱり地域で条例つくるってこういう意味なのかと、国がつくってもなかなか地方におりてこないんですね。新潟市は圧倒的にほかの市町村から比べると、そういう行政意識が高まった記憶があるんです。問題は社会にそれをどう広報するかということが、いつも皆さん、これは国も同じなんです。法律はつくるんですけど、それをじゃあどうやってやるかというところが、結局パンフレットとかティッシュ配ってるだけなんです。あれどういう意味があるのかなというふうに思うんですけど。ティッシュ入りの、私のとこにいっぱいあるんですけ

ど。そうではなくて、学校、教育とか会社とか、いろいろな所でやっぱりそういうことを周知しないと。特に教育機関に関する周知が、圧倒的にまだ足りないのではないかなという感じがしますね。だって教育機関は、必ず子どもたちが 100%通っているところですから、病院とか教育機関みたいな所でまず徹底すること、それから福祉就労施設に対する徹底ですよ。まだ、残念ながら旧型の福祉の考えでやっているような所が、ないわけではないです。要するに国からお金をもらって面倒見てやってるんだみたいな、そういう所は 0 じゃないんですよ。時間かかりますから、それ悪いと言っているわけではないんですけど、やはりそういうものを地道に無くしていかないと、こういう問題は無くせない。

それから周知徹底してないというのは、これは前から、社会福祉審議会でいつも言うんですけど、障がい児のそういうのは、今のアンケートからわかるように、割と若年で見つかるんですよ。そういう人には、私は無料で講習会みたいなのを、保健所みたいな所で集めて、新潟市というのはこういう条例があって、いろんな施策をやってるからぜひ使ってほしいと。あなた方だけで解決するものじゃなくて、新潟市は社会でそれを支えるような努力してるから、ぜひそういうものを利用してどんどん行ってほしいというようなことを広報したらどうかと、いつも思うんですよ。そういう広報の足りなさみたいなのが、要するに昔ながらの、役所は来ない限り何もしないみたいなのではなくて、やっぱり新潟市これだけお金かけていろんな施策をやっていますので、行政としてもいっぱい使ってもらったほうがいいわけですよ。せっかく予算つけたのにこんなものかと言われて、ないというのは非常に無駄になっちゃいますから。そういう何かこう広げるような体制。

それから市民に対する広報どうしたらいいんだろうとか、例えば国は補助犬条例なんかつくって 15 年ぐらいたつのに、店行ったら大抵断られますよ。旅館なんかには補助犬を連れていこうとすると、大抵断られます。それは法律違反なんですよ。ただ罰則がないので。それからお店なんかは、みんなアルバイトがやっていますので、そんなこと知るはずもないんですよ。非常に大きな問題を抱えていて、それは町によってはすごく真剣に取り組んでいて、そういうステッカーを市がつくって、そういうことを周知徹底している所にはるとか、そういうことやっている所がありますし、そういう店のマップをつくって配布するとか、やれないことはないですよ。大したお金かからないと思うんですけど、そういう地道な活動がないとやっぱり広がっていかないのかなと。

まだ残念ながら、お金をやって上から施策をしているみたいな。だからそこに合った人は使うんだけど、外れている人も結構いるはずなんです。だから使っている人はわかっているからいいんですけど、実は知らないで使ってないとか、その辺の人がまだいっぱいいるのではないかなという感じがします。それは私の実感です。

それからやっぱり学校に対する周知が不足してますね。特に上に行くほどひどいです。大学はもう最近完ぺきなんです。文科省直轄で来ますから。特別支援小学校は多いですけど、やっぱり中学校、高校あがるほど、そういう意識が薄いですね。その辺の、それはどうやってやるかというのは、時間かけて戦略をかけながら、だけどやっぱり具体的に動いていかないと、恐らく変わらないと思います。補助犬も 15 年もたっているのに、いまだ断られるということは、いかにそういうことを日本がやってないか。それは 1 つの例で、恐らくそんなのはいっぱいあるんですよ。法律はつくるんです。だけどそれを完全周知徹底させる、社会に浸透させるという努力が、日本は足りないような気がします。以上です。

(田中会長)

周知徹底とか啓蒙に関しては、このあとの計画でも出てくると思うので、時間が結構かかるので、ほかに何かご意見なければ、次に行きたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

### 3. 議事(2) 第4次新潟市障がい者計画について

(田中会長)

では、次に議事(2) 第4次新潟市障がい者計画について、事務局から説明お願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは第4次新潟市障がい者計画の骨子について、ご説明いたします。資料のほうは、資料2になります。

基本的には前回もご説明しましたけれども、現行の計画を継承しながら、国の基本計画や新潟市の状況を踏まえて、作成をするということになっております。参考資料2ということで、現在の計画の振り返り、評価と課題というものも付けていますので、こちらも参考としてご覧いただければと思います。

資料の2の1ページになりますけれども、第1部の総論につきましては、基本的には現在のをベースにしていきますけれども、3番の基本理念および基本目標というところについては、施策審議会のほうでご意見がありましたので、「障がいの有無に分け隔てられることなく」というような表現を加えたいというふうに思っております。

それから7番の障がいのある人の状況ですとか、8番のニーズといったところにつきましては、今ほど説明したものをベースに記載していきたいと思っております。こちらの文章案については、次回お示しをしたいと思っております。

続いて2ページ以降の各論でございます。初めに1番の「地域生活の支援」の項目ですが、(1)相談支援体制の充実というところにつきましては、「現状と課題」の1段目のところに、27年度に新しく設置しました、基幹相談支援センターに関する内容を追加しております。障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、この相談支援体制の構築が不可欠なため、「施策の方向性」としては、基幹相談支援センターや児童相談所、こころの健康センター、それからJOIN、新潟県・新潟市難病相談支援センターなどにおいて、障がい者やその家族への専門的な相談支援や情報提供を総合的に行うとともに、各区の障がい者相談員による身近な地域での相談や、情報提供などの支援を引き続き行っていきます。また、発達障がいや難病、強度行動障がいなどについても、専門医療機関との連携や支援体制の充実に努めていきます。

内容を追加した点としては、3ページの1段目に、平成30年度に整備をしました、夜間休日相談支援事業について記載しております。24時間365日の相談支援体制や、緊急時の訪問支援、および受入体制を構築しておりますので、引き続き継続をしております。

また、3段目については、平成27年度に、ひしのみ園と幼児ことばこころの相談センターの業務を引き継ぎまして、児童発達支援センターこころんができましたので、それに関する内容を追加しております。

続いて（２）在宅サービスの充実ですけれども、「現状と課題」では、２段目に、利用者の高齢化や重度化に伴うサービス量の増加や、介護者の高齢化などにより、緊急的な利用のニーズが高まっている現状を踏まえて修正をしました。４ページの「施策の方向性」としては、サービス・教育基盤の整備・充実の向上に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

続いて（３）経済的な支援ですけれども、施策の方向性としては、特別障がい者手当や、障がい児福祉手当など、各種手当の支給や、福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を引き続き行ってまいります。

続きまして（４）サービス基盤の充実ですけれども、「現状と課題」については、５ページの１段目に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する内容を、追加をいたしました。「施策の方向性」としては、本市の課題でもあります重度障がい者の地域移行、施設入居待機者の解消に向けて、サービス基盤の整備・充実、質の向上に努めるとともに、各種支援策や施設整備などについても検討していきたいと考えております。新しく追加した、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、包括的な支援が行えるよう、当事者や家族を含む各種関係者による協議検討や、人材の育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて（５）地域生活を支える人づくりですけれども、障がいのある人が地域で安心して生活を送っていくためには、コミュニティや人と人とのつながりが大切であるということから、「施策の方向性」としては、１段目に、従来から実施している、障がい者相談員設置事業に関する内容を、新たに追加をしております。当事者やその家族が、身近な地域で各種相談に応じ、同じ立場から寄り添った相談支援を行っていくということから、引き続き継続してまいります。また、当事者活動の支援やネットワークづくりのサポートなども行っていきたいというふうに考えています。

続いて６ページ、（６）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援ですけれども、国の障害者計画のほうで、新たに障がいを通じた多様な学習活動の充実ということが内容に盛り込まれましたので、私どものほうも「現状と課題」の３段目に、障がい者の生涯学習に関する内容を新たに追加いたしました。「施策の方向性」といたしましては、障がいのある人からよりスポーツを楽しんでもらうために、巡回教室や支援者育成講習会等を実施するとともに、障がい別のスポーツ活動への支援を行っていきます。また余暇活動の充実や学習活動等に関する情報発信など、社会参加機会の確保に向けた取り組みを行ってきたいと考えております。

続いて７ページ、（７）情報提供・意思疎通支援の充実ですけれども、新潟市では、平成31年４月に新潟市手話言語条例を施行しましたので、「現状の課題」の２段目に、内容を新たに追加しております。意思疎通支援については、これまでの通訳者の派遣や育成に取り組んでいるんですが、やはり派遣件数の多い平日の日中に、派遣できる通訳者の不足というものが課題として挙げられております。「施策の方向性」といたしましては、地域で支える人材を養成するとともに、ICTの活用というものも図っていきたいと考えております。また市政に関する情報提供の充実についても、引き続き取り組んでまいります。

続いて８ページの（８）災害時支援体制の整備でございます。現在の計画では、「防災対策及び災害時支援体制の整備」という項目になっているのですが、このうちの災害時支援

体制の整備というところに関する部分を、新たな項目としてここに新設をさせていただいております。それに合わせて、「現状と課題」の1段目に、大規模自然災害の発生や感染症に関する記載をさせていただいておりますし、「施策の方向性」といたしましても、そのような状況の中でも必要な障がい福祉サービスが確保され、障がい者に対して必要な支援が行き届くように努めるというような内容を記載しております。

続いて9ページ、ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」という項目になります。

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援については、早期の気づきと相談支援に努めている中で、保護者が子どもの特性について十分理解できない場合があるという課題を踏まえまして、「施策の方向性」として、乳幼児健康診査等の充実や、専門機関との連携に努めていきたいと考えております。また、身近な場での支援として、各区のほうで療育事業を実施するとともに、児童発達支援センターこころのほうで、令和2年1月から新たに開始をした、保育所等訪問支援事業も継続をしながら、支援体制の充実を図ってまいります。

続いて(2) 医療の支援ですが、こちら施策の方向性としては、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き各種医療費助成を実施するほか、障がい者を対象とした歯科診療等にも取り組んでいきたいと考えております。

続いて10ページの(3) 精神保健と医療施策の推進ですが、ここでは、精神保健や精神科医療に関する相談や訪問指導、また県と共同で、精神科救急情報センター等を運営している一方で、一般医療機関と精神科医療機関の連携不足ですとか、依存症対策、自殺対策といった課題が挙げられます。「施策の方向性」といたしましては、専門研修を継続するとともに、医療機関間の連携体制の強化を図っていきたいと考えております。また依存症対策としては、早期に関係機関につながるような周知啓発や、自助グループと連携した支援を行ってほしいというふうに考えております。また自殺対策としては、引き続き地域ネットワークの強化や、人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策強化をしてほしいというふうに考えております。

続いて11ページをご覧ください。(4) 難病に関する保健・医療施策の推進ですが、この項目は現在の計画になかったので、項目自体を新たに追加いたしております。住み慣れた地域で安心して生活していけるように、相談・助言・サービスの提供体制の構築や、社会全体の理解などが必要であるという現状を踏まえまして、「施策の方向性」としては、支援センターの運営、協議会における課題共有や関係機関との緊密な連携を図ってほしいと考えております。

続いて12ページ、大きな3番、「療育・教育の充実」の項目でございます。(1) 就学前療育の充実につきましては、集団保育を行うことで、生涯にわたる生きる力の基礎を養うことに努めていくとともに、各区の療育事業や児童発達支援センターにおいても、就学前の子どもに対する発達支援を行っております。また、「施策の方向性」としましては、専門機関の充実やペアレントメンター、ペアレントトレーニングなどの、保護者支援につながる取り組みの充実を図ってほしいと考えています。また発達支援コーディネーターの配置や訪問支援などにより、療育体制の充実を図るほか、市内の保育所等の受入体制も整備してほしいと考えております。

続いて(2) 学校教育の充実です。ここでは、多様な学びの場の充実や、関係機関との

連携、また個々の特性などに応じた対応や指導力の向上などが必要だと考えております。そのため、「施策の方向性」といたしましては、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めながら、よりよいあり方を検討していくほか、学習環境の充実や合理的配慮の提供を進めていきたいと考えております。また、特別支援教育コーディネーターや教職員の理解促進、指導力向上、特別教育支援員等の配置、個別指導計画の充実に努めるとともに、就学や進学など、将来の方向性についても、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

続いて14ページの(3)放課後等活動の充実については、放課後等デイサービス事業と学校等が連携をしながら、放課後活動の充実に努めていきたいと思っております。

続いて15ページ、ここからは4番の、「雇用促進と就労支援」の項目でございますが、(1)雇用促進と一般就労の支援では、法定雇用率の引き上げもありまして、障がいのある人の就職件数は年々増加をしております。本市においては、こあサポートによる伴走型支援を行ってきたことに加え、平成27年4月には、新たにあぐりサポートセンターを開設しました。あぐりサポートセンターでは、農業分野における就労・訓練の場を創出し、障がい者の職域拡大に向け、支援を行っております。一方で、就職を希望している障がい者がまだいることや、就職後の定着、雇用率未達成の企業が5割以上あるなどの課題もあることから、「施策の方向性」といたしましては、こあサポートや就労移行支援、就労継続支援の職業訓練を、引き続き活用をしていきます。また就労後の定着については、平成30年10月から新しく始まった就労定着支援サービスの利用促進を図るとともに、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばちによる、企業への支援も行っています。農業分野については、昨年度から国・県の動きも出てきたことから、連携しながら就農促進に取り組んでいきたいというふうに考えています。

続いて16ページ(2)福祉施設等への就労の支援でございます。現在、就労継続支援事業所が、一般就労が困難な方に対して就労の場を提供していますが、商品開発や販路の問題などもあって、そこで支払われる工賃は低額となっております。施策の方向性としては、工賃向上に向け、授産製品のPRや共同受注の検討などに取り組んでいきたいと思っております。また、障がい者施設や障がい者多数雇用企業などからの優先調達についても、本市が率先して取り組んでいきます。

続いて17ページになります。ここからは「5.生活環境の整備」という項目になります。

(1)の住宅環境の整備については、バリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要なことから、「施策の方向性」としては、市営住宅建て替え時にユニバーサルデザイン化を図るとともに、各種助成制度の周知や、民間事業者との連携を図っていきたいと考えております。

続いて(2)安心・安全なまちづくりの推進では、「施策の方向性」といたしましては、これまでも取り組んできたまちなかのバリアフリー化を引き続き継続するとともに、市民の心のバリアといったところも取り除けるように、取り組んでいきたいと考えております。

続いて18ページの(3)緊急時支援体制の整備という項目になります。こちらは、先ほど説明した通り、現在の計画で、「防災対策および災害時支援体制の整備」となっている項目のうちの、後半の「災害時支援体制の整備」を、先ほど説明した1の「地域生活の支援」のほうへ移動しましたので、残った防災対策の整備というところについて、「緊急時支援体



制の整備」というふうに項目名を修正して、記載をしております。「現状と課題」としては、これまでの障がい者安心連絡システムや消防情報システムの運用に加えて、今年度から新たに、Net119 緊急通報システムの運用を開始しましたので、3 段目に、Net119 緊急通報システムに関する内容を追加しております。この Net119 緊急通報システムは、聴覚や言語機能障がいなどによって、音声による 119 番通報が困難な方が、スマートフォンなどの通信端末から簡単な画面操作で 119 番通報ができるシステムでございます。「施策の方向性」といたしましては、一人暮らしの重度身体障がい者が、緊急時に速やかに連絡できる体制を引き続き確保するとともに、Net119 をはじめとする新たな制度や、既存の制度の周知に努めていきたいというふうに考えています。

続いて（４）犯罪・消費者トラブルの防止でございます。これは、本人の問題意識を高めていただく一方で、周りの人たちの見守りというのも重要であることから、市政さわやかトーク宅配便や出前講座を実施するほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用について、意見交換や情報共有を行っていきたいと考えております。また、19 ページのほうの記載になりますけれども、新潟市では平成 31 年の 2 月に、新潟市消費者安全確保地域協議会というものを新たに設置しましたので、消費者被害の未然防止を図る取り組みにも努めてまいります。

続いて 20 ページの「6. 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」という項目になります。（１）障がいを理由とした差別の解消の推進ですが、新潟市では平成 28 年 4 月に、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を施行しました。しかしながら、いまだ障がいや障がいのある人に対する偏見などが見られ、差別を受けたり、不快な思いをしているケースが見受けられます。そのため、施策の方向性としては、当条例の目的である、共生社会の実現に向け、条例研修会やイベント等での周知啓発に取り組むとともに、相互理解を深めるための、交流機会の提供等にも努めていきたいと考えております。また、事後対応としての相談、紛争解決にも、引き続き取り組んでいきます。

続いて（２）権利擁護の推進ですが、障がいのある人や家族が安心して自立した生活を送っていくためにも、権利擁護の一層の推進が必要なことから、基幹相談支援センターや虐待防止センターで、しっかりと相談対応していくとともに、各種制度の周知啓発に引き続き取り組んでまいります。なお、国の障害者計画で、新た意思決定支援の推進ということが盛り込まれましたので、「施策の方向性」の 2 段目には、障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援が行われるよう取り組んでいくということを、新たに記載をいたしました。

続いて 21 ページの（３）障がいと障がいのある人に対する理解の普及については、条例の認知度がまだまだ低いことから、引き続き障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくことが必要だと考えています。「施策の方向性」としては、共生社会の実現に向け、平成 29 年度から新たに取り組みを開始した「ともにプロジェクト」について、官民共同で取り組んでいきたいと考えていますが、条例の認知度向上だけにとらわれるのではなく、広く共生社会の実現につながるよう、取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて（４）福祉教育の推進でございます。現在も福祉読本等を活用しながら福祉教育を進めていますが、国の動向ですとか、新潟市の条例を踏まえると、さらなる充実が必要だと考えております。「施策の方向性」、22 ページのほうになりますが、小中学校において、

校内特別支援学級や特別支援学校児童・生徒との交流および共同学習に取り組むほか、総合的な学習の時間などを活用し、障がいのある方の講話や車いす体験、障がいの疑似体験などの体験学習にも取り組んでいきたいというふうに考えております。また福祉読本についても、引き続き活用をしていきます。

続いて（５）ボランティア活動の支援・推進ですが、「施策の方向性」としては、手話通訳者、要約筆記者等を養成するための講習会を開催し、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に取り組んでまいります。

続いて23ページ、「7. 行政等における配慮の充実」という項目ですが、こちらについては、国のほうの計画には以前からあったのですが、新潟市の現在の計画に項目自体がなかったもので、今回新たに新設をいたしました。選挙や行政機関等の窓口での対応について、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備に取り組むとともに、障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めていきます。

続いて24ページの第3部「計画の推進に向けて」というところになりますけれども、こちらについては現在の計画を継承した形を考えておまして、ここに記載してあるような内容を踏まえて、具体的な文章案については、次回お示しをしたいと思います。

障がい者計画の骨子については以上になります。

（田中会長）

どうもありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等ありますでしょうか。

（富田委員）

グループホームの数が、データによるとすごく増えている、それはすごくありがたいのですが、やはり保護者目線にすると全然足りてないんですね。それで、法人のほうに「早く建ててほしい」と訴えても、建物は法人と保護者が補助してどうにか箱は建つんだけど、何が足りないかと言うと、人が足りないと、どこへ行っても言われます。人を募集するのは、今法人ごとに任せているような状態だと思うので、それを新潟市の社会全体として、福祉に携わる人が増えるようなシステムづくりが必要なんじゃないかなと思っています。

それで、ほかの会議で、教育委員会の先生がいらっしゃったので、その先生に、高校・大学の実習や研修で、ほかの施設に行くよりも、障がい者の施設とか特別支援学校に行く単位が多くもらえるようなシステムはどうでしょうと言ったんですけど、それは教育委員会ではなく、大学独自のものだからというので、もしでしたら林先生に何かご意見を伺いたいなと思っています。その研修や体験に行ったとしても、2、3日だと、自閉症の人だったら、ちょっと変わった人がいたで終わってしまうんですね。だけど深くかかると、すごく魅力的な人たちで、例えば今まで作業ができなかったけど、自分が考えてきた支援をしたらできるようになったとか、この場面で必ずパニックを起こしている人が、自分が何か違う接し方をしたら、パニックがすぐ収まったとか、そういう達成感があると、すごく福祉って面白いなというふうに思うと思うので、そういう深い関わりもできるようなシステムができるといいなと、思っているんですけど。

(田中会長)

ほかに何かありますでしょうか。

(林委員)

今たまたま単位の話が出たので、私も2年前から1週間行ってもらおうという講義をつくりまして、もう私も退職しちゃったんですけど。今年はコロナでできなかつたんです。けどなかなか難しく、うちはそういう福祉の大学ではないので、特に難しかったんですけど、社会福祉にしるどこに行っても、まずは学生さんの障がいに対する理解がないと、現場に出すのに極めて危ないですね。散々怒られました。何ですか、これはって言われて。行って、悪意はないんですけど、あまり知らないで、どう扱っていいかわからない。障がい種別ってものすごい広いですから、ある程度は、身体障がいから精神障がいまで、浅くてもいいから一応知っているというベースがないと、長期間行っても、その施設の人たちがものすごい負担をこうむることになったり、特に染色体異常のような、重度の肢体不自由と知的障がいがある人の扱いは慎重にしないと、本当に悪くなることすらあって、言われました。うちの学生が行っている間、来なかった人もいましたね。悪い方向に向かっているで、ちょっとうちはやめますとされたことすらあるんです。なかなか容易じゃないんですよ。それは大学のほうもかなり真剣に考えて対応しなきゃいけないし、それから受け入れるほうがかなり負担になる可能性が高いので、その辺をどうしたらいいかというのは頑張っていかないと。だけど私はやったほうがいいのかなという。早く現場の、福祉の現場って非常に面白い、面白いって言ったら怒られるかもしれないけど、本当に言われるとおりで、達成感もあって、かかわるといのは本当に面白い。

今たまたま授業やっているんで、学生さんに聞いても、障がい者に会ったことないですよ。盲導犬いつ見ましたって言うと、いや、見たことはあるけど、いつ見たかわかりませんみたいなね。知り合いに障がいのある方いらっしゃいますかって言うと、いや、ないですと。聴覚障がい者の方と話したことありますかって言っても、ないですよ。日本の社会って、結局そういう社会。いまだインクルーシブになってないから、いろいろいるんだけど、結局は社会自体がインクルーシブになってない。相変わらず別の社会の生きているような世界になっているところに大きな問題があって、それも就労なんかにもすべてかかわってきてるのかなという気がしますね。本当に知らない。だから悪意はないんですよ。知らない、本当そうですね。本当学生さん、まったく会ってない。聴覚障がいの人というのがどういう人かすら知らない。せいぜい視覚障がいの方は白杖ついたり盲導犬がいればなんとなくわかるんですけど、精神障がいは見えませんからね。本当に見えない障がいですから。聴覚障がいも見えない障がいですから。まったく理解がないですよ。その辺をどうするか。

それからそういう人たちと一緒に住む社会というのは、一応条例は定めるんですけど、じゃあ社会をその方向にどうやってもっていけば、どうやって少しずつもっていけばそういう社会になっていくのかどうか。言いましたように、特例子会社というのは、過渡的には仕方がないのかなという、そういう人をやっぱり社会に出して、みんなが見えるところに。だから逆に囲い込むというのは、私は嫌いで、やはり来たり、会社行ったり、そっち行ったりみたいな形にしないと。あくまでも法定雇用率を上げるのと、障がい者の雇用を

増やすためだけの策で止まってしまう可能性は十分ある。本来はそうではなくて、社会のいろいろな所に障がいのある方がいるというのが、もともとの法律の骨子なんで。ただそれは1日でできるものじゃありませんから。問題は、こういう中にそういうようなものがざっと含まれているのかなというのが。やることがあまりにも多いので。行政としてはやったと書かざるを得ないでしょうから。だけど個々の言葉を見ると、きれいな言葉なんだけど、具体的にじゃあどうするのかなみたいなのは感じますよね。悪口言ってるわけではないです。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今の富田委員のお話については、別の審議会のほうで私もお話聞いてましたけど、市全体で人材育成を考えていくというのは、福祉の分野全部その話になるので、なかなかすぐにどうこうというのは難しいとは思いますが、やはり林委員のほうからもお話あったとおり、まずは福祉に対して興味をもってもらおうとか、障がい者というのはどういう方かというのを理解するということがないと、やはりそこで働こうということにつながっていかないという部分では、やはり小学校とか中学校とか小さいうちから、そういうところに触れるというか知るというような機会が多くあるのが必要なのかなとは、私どもも思っています。

これは条例の理解にも当然つながるので、今学校のほうで、障がいのある方を講師として特別授業で招いたりするときにお金を助成するような事業も、私どもやってまして、それをこのあとの福祉計画のほうで、何回ぐらいを年間やろうというのを目標にも入れたりしているので、時間がかかる地道な取り組みかもしれませんが、そういうことも継続していくのが一番のもしかしたら近道かもしれないなど。なかなか街頭でパンフレット配ったりとか、条例研修会を企業に行っておこなっても人数は限られるので、小さいうちからそういう理解が、そういうのが当たり前だというふうな社会に変えていくというのが一番いいのかなという気がします。

(林委員)

本来はインクルーシブ教育が基本なんです。法律上は。だから教室には必ず障がい児がいなきゃいけないんです、本当は。今は特別支援学級は、逆に先生の負担軽減のために、そこにやってるような側面がないことはないんですよ。本来はそうじゃない。本来は、普通の教室でできることは基本的に普通の教室でやるから、障がい児が教室にいるべきなんです。それが本当はデフォルトなんです。そこで当然個別の支援が必要なところがあるから、そこは別個にして教えなさいというのが、もともとの考えなんです。今、学校の教室にそういう人がいないということも大きな問題ですよ。まず教育とかの話じゃなくて、本来いなきゃいけないというのが。だから子どもたちはそういう人にもっと触れるはずなんです。本当の法律の骨子はですね。

それから、いつも障がいのある方に、「先生にそう言いなさい」と言わざるを得ないんですけど、試験の合理的配慮が全然周知徹底されてなくて、特に中等教育・高等教育に対しては、まったく関心がない状態ですね。これはひどいですよね。それでは普通の教室で勉強できるはずがない。何か同じようにさせたいという雰囲気があるんですけど、

そうじゃない。だって国だって、センター試験ですら配慮しているのに、普通の一般校でそういうことがされてなかったらいけませんよね。字を読むのが遅い子が同じ時間でやれといたら、本当にその人の持つてる能力なんか測れるわけがないですよ。そういうところがやっぱり、もう少し教育委員会なんかと連携を深めてほしいなど、いつも思うんですけど、なかなかこの縦割りが強くて、そこは変わらないですね。だからいつも子どもに、こういうこと配慮してくださるように、先生に言いなさいよという、われわれそれしか言えないんですね。やってくれている所もちろんあります。ただ言わないとやらないんですよ。

(佐藤委員)

私、障がい者団体の一員なんですけれども、例えば旅行しようと思ったときに、市の福祉バスを借りるという中で、私どもびっくりしたのが、障がい者といっても、それこそ目の不自由な人から耳の不自由な人から身体不自由な人まで、非常にバラエティに富んでるというか。車でなんですけど、あるとき旅行行こうということになって、盲導犬2匹が来ることになっていたのはわかっていたのですが、それが6匹も来たので、そこで私どもまいったのが、6匹来ると、本人と介護する人と盲導犬と、これだけで6人だと18人分が必要になる。福祉バスだと乗れないんですよ。それで私どもどうしようもなく、2匹は最初から申し込んであったから受けたんですけど、あと4匹は勘弁してくれと言って、それであとになってからいろいろ文句言われて、私ども自身が困ったんです。障がい者でありながら、障がい者を知らないというふうな状況になって、私も非常に困ったので。できることなら、新潟市はどういうふうに考えておられるか知らないけれども、旅行しようと思ったって、そういう状況が非常に、まだ福祉バスそのものが、車いす乗れる人が2台分しかないんですよ。あと何にもないんです。

あと今度、そういう人たちを連れていこうとすると、今みたいにコロナ禍にあると、もうどうにもならない。旅行もできない。旅行すると事故が起きたら大変だから、はっきり言って今のところそういうのは一切してないんですけど、果たしてこれでいいのかなと、常々思っております。

それと、もう1つは、障がい者サービスのことなのですが、高齢者福祉と障がい者福祉の中に若干のずれがあるんですよ。そうすると、例えば相談にのっていると、そのずれの谷間に入った人が何人かいて、それで私どもも非常に困ったことがあるので、できればそういう谷間に落ちないような、各部門での連携をしていただかないと、障がい者のほうで非常に、身体障がいから今度老人福祉のほうへ、65歳になるとできるだけそういうふうにしてくれと書いてある。それができなくなってしまうというようなことで、非常に問題があるのかなと、こんなふうに思っております。

そんなふうなことも、実現できるかどうかはわかりませんが、特に福祉バスなんかのところを、もう少し考えていただければありがたいかなと思っております。

(林委員)

使える資源をいかに有効利用するかというのが非常に大きい問題だと思うので、それちょっと私が今かかっている、視覚障がいのスマートサイトというシステムがありまし

て、新潟市の昔の点字図書館、今は名前変わったんですよね、あと学校、それからわれわれ、それから今回県から賞をもらったオアシスさんとか、そういう視覚障がい者の支援団体が、パンフレットをつくって、眼科に頼みまして、あらゆる眼科医の所に置かせてもらっているということをやっているんですね。それは全国から非常に高く評価されていて、そうするとどこでも、どこかに行けば必ず情報、自分たちを支援するものがどこにあるかというのが、1枚のパンフレットに書いてあって、たまに連携を取り合って、年1回は会合開いているんですけど、だからどこでもとりあえず行ってほしいと。そこ行ったら、今の状態だと、一番いいのはとりあえずここに行ってほしいみたいなのを書くところが、互いに助け合いながら、来た人を分けてあげるといふか。「こっち行ってください。今のあなたニーズに対してはここに行くのがいいですよ」みたいな形で。だから関係する機関がネットワークを組んで、パンフレットをつくって、どこでもワンストップで入れれば、どこでも紹介して動けるようにしておけば、縦割りのあれがなくなる。恐らくそんなことがいろんな所でもしかしたらできる可能性がある。それはルーズなネットワークだから、普段からそんな一生懸命やるわけではなくて、みんながそういう意識をもって、1つのパンフレットをつくっておくと、こういう障がいだったらとりあえずここに行ったほうがいいよみたいな。そうすると、そういう網にかからない人をなるべく防げるとか、医院に置いておけば視覚障がいがある方なら必ず医院に行きますから。それから学校とか、関係の所にそういうのをいつも置いておいてもらうとか。そうやると、資源が無駄にならない。そのデータを全部取っておいて、誰がどこに何人ぐらい紹介したかみたいなデータもありますので、必要だったら知り合いの先生出してもらいますので。それはいい手だなという。それは眼科医会で。特にそれはロービジョン系なので。委員長はよくご存じのように、ロービジョンは福祉と医療の境目なので、非常に微妙なんです。ほっとかれる率が非常に高いんです。治らないので。医療からは捨てられる可能性が非常に高いので、それで地域の福祉と医療を結びつければ、有効に社会資源に行けるんじゃないかなと。だからそのシステムは、ほかでももしかしたら行けるのではないかなと。そうすれば、自分たちを守るものが、一体新潟市にどういうものがあって、どこでも1カ所行けば、それをだ一つと紹介してくれるようなシステムが、私はいいのではないかなと思ってます。以上です。

(美の委員)

先ほどの、医者には必ずかかるんだよねという、その通りだなと思った。窓口としての機能があるのかなというのを、今のお話で感じていました。

(林委員)

あと学校です。何よりも。

(美の委員)

大きな方向性として、今計画を見た中で、1つはこの前委員会で林先生がおっしゃった、経済的持続的支援が可能なのかどうかということについて、この計画の中では、与えられたものを活かしていきますという趣旨が強いんですが、私自身は逆に、5カ年とか長い目を見たときに、林先生がおっしゃったように、国から与えられるもの、市から出せるも

のについては、恐らく今よりよくなることはあり得ないだろうと。就労者人口が減っているのに、障がい者の受給者が、手帳を持つ人間が増えてるということは、1人あたりに与えられる資源が減っていくということを意味していますから。この中でちょっと見させていただいた中では、4ページの(3)経済的支援の上から丸の下2行目、心身障害者扶養共済制度って、この前聞いたような記憶がある言葉が出てくる中で、やっぱり今の生活も苦しいかもしれないけれど、将来もっと苦しくなる可能性があるときに、しっかりと積み立てておく。これがあれば定型の国の支援のほかに、プラスでもし出せる部分があるとしたら、やはり先を見越したときに、そこをしっかりとしていかないと、そのまた下のところ、施策の方向性の中では、「当面の間市独自の負担軽減を実施し」と書いてあるけど、財務を見させていただいている立場から言わせていただくと、「できるの？」って、私が逆に聞きたくなるぐらいの、これが今の実情だとすると、今言ったその部分に対して、この指針の中でしっかりと考えていかなきゃいけないねと。今言った、自助・共助・公助、いろいろある中で、やはり残念ながら自助も共助も、経済的な部分って必要となってくるのに対して、ちょっと指針が見えないんですよ。どうしていったらいいんですかって。そこは今ある程度答としては、ここの中に入れてくださっているとは思っていますが、もう少ししっかりと方向性の中に入れてあげないと、今までどおり助けてもらえると思っていたらそうでなかった未来は、障がい者にとって幸福だとは私は思わないので、その部分についての見解がちょっと弱いかなと。

2つ目のところが、21ページ、障がいのある人に対する理解の普及というところに書いてあったので、この項目そのものが私はちょっと違うイメージの発言になるんですが、そもそもこの計画って、障がい者の方々の生活を支えるという、経済的な部分とか医療的な部分もあるんですが、精神的な部分についても大事な方策の1つだと考えてます。先ほどもちょっと障がいのある方と、いろいろと勉強させていただくと、自分たちが社会に支えられている、また家族に支えられているということを自覚しているからこそ、自分も社会の何か役に立ちたい。自分のできることは何かないだろうかと考えていらっしゃる方が、すみません、重度になるとそんなこと言ってもらえないと思うのですが、軽度の障がい者の方の中にはそういう強い思いを感じて、じゃあその場所をどこにつくるんだろうなと思うと、ですから、確かに経済的には、障がい者の方が確立するのは難しいでしょう。だけど、逆に精神的な部分では、健常者だから心も健常かという、いろんなストレスにさらされて、もしかしたら見えないところで苦しんでいる人もいっぱいいるわけで、その人たちに対して、例えば障がい者の方々の、精神的な優しさが癒やしになってくださるような場所がもしあるとしたら、これは経済ではなく精神における障がい者の方々が、心の傷んでる方への救いになるかもしれないとか、そういう場所があっても私はいいと思う。

中では、この絵というのが、障がい者を理解してもらおうためというよりは、この前も障がい者の方の描いた絵を見させていただくと、非常にプロが描いたんじゃないかと思うぐらい、ある意味1つのことにはすごい才能を発揮されるんだなという、そこに苦勞しながらも描いたものを見たときに、健常者が、その方々よりは肉体的には恵まれていたのかもしれないけれど、そしたらもう1つ自分も心の中で、それが支えになるみたいな、こういう施策が市民の中にしっかりと浸透していくことが、障がい者のためにもなるし、そうでない社会のためにもなるという、その辺のところ、ちょっとこれあくまでも障がいを知

ってほしいみたいな書き方ですけど、そうではなくて、障がいのある方々の社会貢献の場もあっていいのではないかなという趣旨の形で整えていただくと、より彼らが本来望んでいるものに近づくのではないかなと感じております。

3点目になりますが、15 ページですね。先ほどお話がありました、データを見させていただいた中で、雇用の希望が、若年層では 50%以上親は感じているということで、この施策は非常に重要だなと感じている次第です。基本的な考え方ですが、先ほど言った、障がい者の方を経済的に支えていこうという中で、公費というものは限界が近づいてきているとなると、やはりどう考えても民間企業からの、または民間の市民からの経済的支援。先ほど言いました、まずは自助ですけど、自助の先にある共助の部分において、その仕組みをしっかりとつくり上げておかないと、今言った行政だけでは多分支えられないなということに対する、私は答だと思っているんですよ。そのことについて、上のほう、このページの現状と課題の中の 4 行目、「精神障がいのある人の件数は大幅に増加しています」ということで、はっきりと書かれていて、ここにちょっと数字的な根拠がわからないなと思っています。先ほどもお話しさせていただいた、データはとったはいいいけど、約 7,000 人の精神障がい手帳をお持ちの方のうち、何人ぐらいの方が今就労を希望されてて、一方で現実に就労されている方が 10%前後ですか、7%、7%、14%ぐらいが正規の社員、または非常勤というデータが出てますから、これが、希望が何パーセントに対して 14%達成してるのかというところが見えてこない、目標とするところが、現状の課題が見えてこないのかな。なので、国が定めている 2.2 という数字のことも大切なんですけど、新潟市ではどのぐらいの方が就労を希望されているのかな。そこに向かって今いくつだから、もうこのぐらい頑張っていかなきゃいけないねというのが見えてくると思うんですね。そうするとその先に、じゃあ先ほどお話しした、じゃあ企業から力を頂くにはどういうふうにしたらいだろうかとか、目指すところが、今の現状をしっかりと数値でつかむことによって、次の施策に移っていくと思うので、その部分がちょっと私の中では、「大幅に増加し」という一言ですますよりは、具体的な今の概算の数字とかパーセンテージでもいいので、そこをしっかりと、本来この下の計画の中に入れてもいい内容ですが、私は先ほど言った経済的な問題は、何よりも障がい者の方々が気にされていることだというデータがあるなら、ここには極めて手厚くページをさいたり、内容をさくべきところではないのかなと思います。

以上、すみません、長々と話してしまいましたが、全体を通しては、障がい者の方々が望んでいることを、この計画が満たしてあげられること、2つ目は、障がい者の方々は、まさに今社会貢献をしたいと思ったださっているならば、それが今度障がい者以外の方々に対して、しっかりとよい影響を与えるものであるという方向性を出していくこと。そしてそれに、大元となる経済については、行政の限界を考えた中で、次の一手をどうするかということまでは、最後まで行政が責任を取らなければいけないのではないのかなということを考えてますので、そこがこの計画の中にはちょっとまだ弱いと思います。しっかりとシナリオといいますか、何を目指して何に向かっていくのかということを示していただけるように考えていただければなというのが、私としての意見でございます。よろしく申し上げます。



(事務局：長浜障がい福祉課長)

今頂いた意見のうち、経済的な支援のところについては、確かにおっしゃるとおり、市の財政状況とかもあるのですが、どこまで具体的にできるかというのはここではなかなか書きづらくて、こういう方向を基本的に市はもってやっていきますと。特にこの6年間はという計画になるので、それは書かせていただきたいので、負担軽減とかのところも、できる限りうちはやっていきたいなという意思で書かせていただいております。

それから2点目の障がい者の理解というところ、ここはあくまでもいわゆる一般市民の方の障がいを通して理解を深めていただきたいということでここには書いたんですけど、障がい者ご本人の居場所だとか、意義だとか、自分の価値だとかみたいなのところというのは、それ以外のサービス基盤の充実だとか、先ほど言った就労のところ、障がい者が必要としているところなんだろうということで、分かれて書いているという感じになるのかなというふうに思ってます。

3点目の就労のところは、このあと就労の目標も、福祉計画のほうで設定をしているので、そちらでもあるんですけど、ただ正直、新潟市でどれだけの人が就労を求めているかというのは、全員に聞けるわけじゃないのでわからないんですね。うちのほうに、こあサポートという就労の相談をしている所に相談に来ている方のうちの、精神の方の割合って最近どれぐらいですかねというのは、そちらのほうで押さえることができるので、そういうものを参考にしながら、大体推定をして出していくことになるかなと。ただこのあとの計画の説明で出てくる目標のところは、一応国のほうは何パーセントを目指せという国の目標がある中で、市のこれまでの現状を見ると、なかなかその目標値は難しいよねというところについては、現状踏まえた形でちょっと目標を設定させていただいているという感じになりますので、今ほど頂いた意見も含めて、計画の文章とか、ちょっと修正していきたいと思います。

(田中会長)

ほかに何かありますでしょうか。実際この障がい者計画に関しては、方向感を定めた計画ですので、より具体的なことというのは、次の福祉計画で語られると思いますけれども、非常にこれ見ても多岐に渡っているもので、なかなか、より細かいことは難しいですよ。

### 3. 議事(3) 第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画について

(田中会長)

では、次に移らせていただきます。(3) 第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは初めに、現在の計画の状況を簡単に見てもらいたいと思うのですが、参考資料の3をご覧ください。A4、1枚もののものでございますけれども、現在の計画の達成状況を簡単にまとめたものです。まず成果目標ということで設定した項目については、13項目のうち10項目達成見込みということで、76.9%の達成率を見込んでおります。

それから障がい福祉サービスの見込み量については、達成見込み80%以上のものを目標

達成したと考えた場合には、65 の項目のうち 49 が達成見込みということで、達成率は 75.4%ということで見込んでおります。それぞれの未達成の項目は、この資料に記載のとおりでございます。どちらも約 4 分の 3 を達成見込みなのですが、残った部分について、少しでも今年度中に達成できるのであれば、達成していききたいということで、取り組んでいききたいと思っております。

それでは、次期計画の目標ということで、こちら資料の 3-1 をご覧ください。

初めに、成果目標でございますけれども、今回成果目標としては、20 の項目を設定しております。見ていただくと、途中で左側に麩とかいてあるものがありますけど、これが新しく目標として設定したもので、それ以外の項目は、今の計画にもある項目ということになります。

初めに（1）福祉施設の入居者の地域生活への移行については、国の指針どおり、施設入所者のうちの 6%以上にあたる 27 人が地域生活に意向するということを目標値にしたというふうに思っております。国の指針では、現行計画で達成できなかった分を持ち越して上乗せするという考えも示されているのですが、今私ども現行計画では、約 20 人が未達成という状況になりますので、この数字を上乗せすると、ちょっと達成は難しいだろうということで、持ち越し分は上乗せしないということで、6%ということ考えております。

続いて②の施設入所者の削減については、国の指針では 1.6%以上削減するという目標値が示されておりますけれども、本市ではここ数年施設入所の待機者が年々増加しているというのが、2 ページ目の上のほうに表がありますので、そういう状況を踏まえると、目標値というのは特に設定をせずに、居住の場や日中活動の場の確保に努めながら、入所待機者の解消に取り組んでいききたいと思っております。なお、この項目については、今の計画でも同じような考えで目標設定はしなかったというところでございます。

続いて（2）福祉施設から一般就労への移行ですけれども、①の福祉施設から一般就労への移行については、目標値を 160 人というふうに設定をしたいと考えています。国のほうの指針では、令和元年度実績の 1.27 倍以上にするという目標値が示されておまして、未達成割合も含めて計上して、指針どおりとすると、185 人という目標数値になるんですけども、現在就労の準備がまだ整っていない方の就労希望というような傾向も見られますし、支援を必要とする方の比率が高まっているというような状況を考えると、その目標はなかなか難しいかなと思っております。私どもの目標値は、法定雇用率のアップ 2.2 から 2.3%に上がるというその伸び率の、1.04 倍というものを勘案して、現行の 1.04 倍の 160 人という目標にしたいと考えております。

続いて 3 ページの②就労移行支援事業から一般就労への移行、それから次と次のページの⑥の就労定着支援事業にかかる就労定着率、ここまではすべて新しい項目ということで、②については、目標値を 99 人と設定しました。これも、国の指針どおりだと目標値の達成が難しいだろうということで、先ほどの①の 160 人という目標値を基に、このサービスの利用割合から 99 人を目標値として設定をいたしました。

その次の③A型から一般就労への移行、それから次の 4 ページの④B型から一般就労への移行についても同様の考え方で、A型からの移行は 22 人、B型からの移行は 24 人というふうに設定したいと考えています。

続いて、⑤の一般就労移行者の就労定着支援利用率については、このサービスがまだ30年度から新しく始まったサービスで、実績がまだ少ないので、国の指針どおり、利用率70%を目標値にしたいと思っています。

それから5ページの⑥就労定着支援事業による就業定着率についても、今ほどと同様の理由から、国の指針どおり、定着率70%を目標値にしたいと考えております。

続いて(3)の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の①精神病床における早期退院率について、こちら新規の項目になりますけれども、こちらは退院促進の指標として、国の指針に合わせた目標値を設定したいと思っています。ちょっと古いデータになるんですけれども、28年度の新潟市の早期退院率が、3カ月時点67%、6カ月時点86%、1年時点で91%となっているので、この国の指針どおりの目標値を目指していきたいと思っています。

続いて6ページ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進については、これは私ども新潟市独自の成果目標になりますけれども、この現行計画の目標であった協議の場というものはすでに設置済みですが、より当事者目線に立った取り組みを行えるように、今年度会議メンバーに当事者と家族を加えて、新潟市精神障がい者の地域生活を考える会とする予定でございます。精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくために、今年度新しくつくる会を年2回開催すること、それから当事者団体等との共同事業も年2回開催、実施することを目標にしたいと考えております。

続いて(4)地域生活支援拠点等が有する機能の充実でございますが、国の指針では、現行計画に引き続いて、少なくとも1カ所以上整備することに加えまして、年1回以上運用状況の検証および検討を行うことが、新たに目標設定されました。私どもの計画のほうでも、国の指針どおりとしまして、拠点の有無を有、年1回以上の検討の実施を有ということで、取り組んでいきたいと思っています。実際新潟市のほうでは、すでにこの拠点が設置されておりますけれども、まだ5つの機能のうちの2つしかやっていないということで、5つの機能をすべて整備できるように取り組んでいきたいというふうに考えているところですし、検証および検討の場については、自立支援協議会のほうで検証および検討を行ってほしいというふうに考えております。

続いて7ページの(5)障がいのある子どもの支援の提供体制の整備の①児童発達支援センターの設置数については、各市町村に少なくとも1カ所以上設置するという国の目標が示されておりまして、新潟市のほうではすでにころんとはまぐみということで、2カ所が設置済みです。ですので、この設置の有無の目標については有といたしますけれども、実際にはころんのほうで、中核的な支援施設としての役割を明確にしながら、地域支援の強化を目指していきたいと思っています。

それから②の保育所等訪問支援の利用体制については、こちらも保育所等訪問支援を利用できる体制を整えることが、国の指針で示されておりますが、本市ではすでにころんを含む2つの事業所でこのサービスを提供しておりますので、目標は有ということになりますけれども、障がい児の地域社会への参加を推進するために、訪問支援研修の増加というものを目指していきたいと思っています。

続いて8ページの③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサー

ビスの確保については、国の指針で少なくとも1カ所以上という目標が示されておりますが、本市のほうではすでに児童発達支援が4事業所、放課後等デイサービスは6事業所ありますので、目標は有ということになりますけれども、利用者のニーズを把握しながら、定員数の増というものを目指していきたいというふうに考えております。

それから④医療的ケア児に対する支援については、今の計画に引き続いて、関係機関の協議の場を設けるという目標に加えまして、コーディネーターを配置するということが新たに目標設定されました。本市のほうでは、すでにこの協議の場も設けておりますし、コーディネーターも配置しておりますので、目標有ということになりますが、この協議内容の充実ですとか、コーディネーターの配置の拡充というものを、実際には目指していきたいと思っております。

続いて9ページの⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率、これは新潟市独自の成果目標となりますが、令和5年度末時点で、現在の配置率よりも増加させるということを目指しています。資料の5では、今、平成30年度が79.1%、令和元年度は79.7となっておりますので、この数値を基準に増加をさせていくということを目指してまいります。発達支援コーディネーターの育成に、平成25年度から新潟市のほうでは取り組んでおまして、昨年度末までに474名のコーディネーターを養成しているという実績がございます。

続いて(6)障がいや障がいのある人への理解促進。これも新潟市のほうで条例を設定しているということから、独自の目標を設定するもので、①の普及・啓発については、現行計画でもある項目でございます。指標としては、条例の認知度ということで、令和5年度に、一般の方を対象にアンケートを行って、知っているという人の割合が35%以上となるように取り組んでいきたいと思っております。

続いて、10ページの②学校等を通しての条例の普及・啓発ということについては、新しく今回設定した項目でございます。こちらにつきまして、やはりアンケート結果などからも、10代以下の条例認知度が特に低いということもありますので、小中学校において障がいのある人とない人の交流の機会の創出をすることを目的に、年間16回以上、学校等へ条例を周知していくということを目指したいというふうに考えております。

続いて(7)相談支援体制の充実・強化というところになりますが、国の指針のほうでは、専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するという目標が示されておりますので、本市ではすでに市内4カ所に基幹相談支援センターを設置して、総合的・専門的な相談支援などに対応しているということもございますし、専門的な立場から、地域の相談支援事業者からの相談に対して、指導・助言を行っているということもあるので、それぞれの目標は有ということにいたしまして、この状態の質の向上というものを目指していきたいというふうに思っております。

続いて11ページの(8)の障がい福祉サービス等の質の向上、これも新しい項目になりますが、国の指針のほうでは、サービスが多様化する中で、真に必要とするサービスの提供を行うために、質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築するという目標が示されております。そのためには、関係法令等に対する理解によって、現状を把握検証して、事業所を適切に指導できる職員が必要だということで、職員の資質向上を目的に、研修などに職員を参加させる等の取り組みを実施できる体制を構築したいと考えているため、

こちらも目標は有ということにしたいと考えております。

成果目標、20項目の目標設定については、以上のように考えております。

続いてサービス見込み量については、資料3-2をご覧ください。次期計画のサービス見込み量については、全部で80の項目を設定しています。この算定にあたっては、基本的には過去の実績や伸び率をベースに算定をしているというところですが、項目数が多いので、主な項目ですとか、新規に設定した項目を中心に説明いたします。

初めに、1ページの訪問系サービスの上から4番目、重度訪問介護につきましては、利用実績が年々増加しているというような点を考慮いたしまして、毎年利用者が1人増えるを見込んで、サービス量を設定しました。またその1つ下の、重度障がい者等包括支援は、現在市内に事業所がないという状況で、現実的には重度訪問介護や短期入所などのサービスを組み合わせて対応しているというところですが、大事なサービスであるということは理解していますので、次期計画においても、サービス量を引き続き設定をするということにしております。

続いて、日中活動系サービスについて、上から3つ目の療養介護では、指定事業者が病院に限られるので、現在西新潟中央病院1カ所となっております。新規参入は見込めないのですが、必要に応じた増床というものを今検討していただいておりますので、増床分を見込んでサービス量を設定をいたしました。

続いて、2ページの上から4番目、就労定着支援は、平成30年の10月から開始したサービスで、現行計画の数値は、実績がない中で見込んだので、ちょっと実績が低い状況になっておりますけれども、次期計画においては、過去の実績に加えて、毎年1事業所の増を見込んで、サービス量というものを算定いたしました。

続いて居住系のサービスの1つ目、施設入所支援については、先ほど成果目標でも説明しましたがけれども、国としてはサービス量を減少させていくという指針を示しておりますけれども、新潟市としてはまだ待機者が多くて、入所施設の必要性は高いと考えているので、できることであれば、このサービス量の増というものも考えていきたいんですけれども、サービス量を増やすためには、県全体の中での調整が必要となるので、現時点では、現計画と横ばいのサービス料を維持していくということで設定をしております。現在県とその辺を協議、交渉も進めておりますので、その中でもし増やすことが可能であれば、施設入所支援のサービス量を少し増やすということも視野に入れながら、今検討を進めているというところがございます。

それから居住系サービスの一番下の地域生活支援拠点等は、新たに追加された項目で、国の指針では、設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数を設定するように示されておりますので、本市はすでに設置及び検証等を行っていますが、設置箇所数については、地域課題の解消に向けた機能の整理ということも考えておりますので、毎年1カ所ずつの増を見込んで、サービス量を設定しております。

続いて3ページの上3つの相談支援ですけれども、一番上の計画相談支援では、国が示すモニタリング標準期間の見直しというものがあって、期間が短縮されたので、実績が大幅に計画に対して増えたということになっております。3年度以降は、その影響というのは少ないものの、年々サービス量が増えていることを踏まえて、サービス量を設定しております。

続いて、下の段の障がい児支援になりますけれども、上から6つ目の、保育所等訪問支援では、令和元年度から新潟市ではサービス提供を開始しております、現在ころんを含む2つの事業所でサービスを実施しています。現行計画をつくったときには、実績がない中でサービス量を見込んだので、ちょっと実績が計画に対して低いという状況になっておりますけれども、次期計画については、過去の実績と事業所の増というものを見込んで設定をいたしました。

その1つ下の、居宅訪問型児童発達支援は、30年度の制度改正で新たに新設されたサービスで、重要なサービスであるということと理解はしておりますけれども、現在市内に事業所が1つもないということと、整備の見込みということも今のところ聞こえてこないというのもあるので、未定ということにさせていただいております。

続いて4ページの上から4番目、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置では、現在2つの基幹相談支援センターに1名ずつコーディネーターを配置しております。次期計画においては、毎年1名ずつこの配置を増やして、最終的にはすべての基幹相談センターに配置するという見込みで設定をいたしました。

続いて発達障がい者支援については、ここから5ページの1番下までが、新しく追加された分野になります。発達障がい者支援は、もともとは6ページ以降の地域生活支援事業というところで掲載しておったんですけれども、この分野が新しく設けられたので、こちらのほうに設定するというので、見込量については現行計画から横ばいということで見込んでおります。

続いて5ページのほうの、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築では、7つの項目を新たに設定しております。1番目から3番目については、保健医療及び福祉関係者による協議の場に関する項目で、国の指針で、開催回数、関係者の参加数、目標設定より評価の実施回数を設定するように示されています。それから4番目から7番目の項目については、精神障がい者のサービス利用状況に関する項目で、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスに設定するように国から示されていますので、サービス見込み量については、令和2年度の実績見込みを基に、過去実績等踏まえて設定をいたしております。

続いて、相談支援体制の充実・強化のための取組ですけれども、1番目の総合的・専門的な支援については、国の指針で、障がいの種別や各種ニーズに対応できる、総合的・専門的な相談支援の実施について設定するように示されておまして、2番目の地域の相談支援体制の強化については、相談支援事業所等に対する指導・助言、相談支援事業者の人材育成の支援、相談機関との連携強化の取り組みについて設定するように示されています。こちらは新規項目なので、令和2年度の実績見込みから、横ばいで見込みを設定しているところがございます。

続いて一番下の、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組については、都道府県が実施する研修、その他研修への市町村職員の参加人数について設定するように示されておりますので、新潟市では、今年度から県が実施する相談支援従事者初任者研修に、職員を参加させることを予定しております。参加枠が限られているので、毎年3名の参加ということで、見込んでおります。

続いて6ページの地域生活支援事業ですが、中段ぐらいにあります、意思疎通支援事業

の手話通訳者・要約筆記者派遣事業では、現在コロナウイルスの影響を受けて、実績が大幅に減少するという見込みを踏まえまして、次の計画では、そこから徐々に回復するという見込みを算定しております。

それから一番下の移動支援事業については、延べ時間数は減少傾向にあるのですけれども、利用者数は増加傾向にあるということを踏まえまして、利用者数、延べ時間数ともに、年々増加する見込みで算出しております。

続いて7ページですが、1番目から6番目の地域活動支援センターでは、今新規の開設予定がなくて、過去の実績も大幅な増減がないので、2年度の実績見込みから横ばいで見込みを算定しております。

その2つ下、障がい児等療育支援事業では、現在市内4カ所の基幹相談支援センターに、障がい児支援コーディネーターを1名ずつ配置しておりますので、今後も同じ体制を継続するという見込みで、見込んでおります。

続いて8ページになりますが、5番目の訪問入浴サービス事業では、重度者の入浴支援を実施する、生活介護等の通所事業所が増加傾向にあることや、介護保険サービスの時効によって利用者数が減少傾向にあることを踏まえまして、1年あたり1人減というような見込みを設定いたしました。

障がい福祉計画の案の説明については以上になります。

(田中会長)

ありがとうございました。今後3年間の具体的な目標が示されたわけですがけれども、何かご意見・ご質問お願いいたします。

(美の委員)

先ほどの話の続きなのですが、障がい者の方の話聞いたときに、はっきり言われたのが、例えば最初の資料3-1のほうの3ページでしょうか。②の就労移行支援事業から一般就労への移行等について、事業者さんが、事業者だからある程度収益を考えるのは当然のことなのですが、実績を求められると、どうしても身体的障がい者の方を受け入れるんだけど、精神の方なかなか受け入れてもらえないんだよって、今言った、この目標を立てることによって、それがまたさらに進んでしまうと、国も精神は別枠で今目標をつくっているぐらい、ある意味一番これからやらなければいけない部分なのかなと思うと、この設定の仕方の中に、変な話ですけど、精神枠みたいなものが、この中の一定以上入れるとか、何か方策入れないと、これ今手元のデータだけ見させていただくと、最初の資料の1-1を見させていただくと、身体障がい者、高齢者も入ってるからちょっとデータとしてどうかと思いつつも、単純な話で言うと、60分の1ぐらいが毎年新たに発生してると考えると、ここで500ぐらいキャパがあるんですね。精神のほうは、これ毎年300人ぐらいずつ基礎数が増えていってるという状況ですので、そう考えると、さっき言った、目標値が120何だと、身体障がいの500人で全部食べ終わっちゃうんですよ。そうすると、さっき言った精神のほうに手が回らないんじゃないかなというのが、データからは読み取れるものですから。そこの部分、資料3-1のほうの11ページでしょうか、障がい福祉サービス等の質の向上の中で、質の向上の中に入るのか、3ページのほうの就労支援の問題として

とらえるべきなのか、私もちょっと取り扱いには知恵をお借りしたいぐらいなんですけど、今言った精神に対しての配慮が、この数字だと出ないような気がするので、その辺のところについては何か配慮とか、検討が今行われていますか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

特別にどうこうということはないんですけど、基本的に身体の方って、福祉施設とかを使わずに、もう直接ハローワークとかを通じて、障がい者枠なりもしくは障がい者雇用ということで就職される方が多いと思うんですよね。こあサポートとかで相談になるのは、やはり知的とか精神の方が、いきなり自分で探して働くというわけにもいかないんで、どうしても福祉施設から就労したりとか、こあサポートを通じて働くということになるので、ここの割合というのは、意外と身体よりもそういう割合のほうが結構高いのかなと、今手元に数値がないんですけど、思っています。実態として、やはり身体の方は自分で見つけて働けてしまうというのが実態でしょうかね。

(美の委員)

その辺のところ、先ほど言った数値が示されてないので、繰り返しになりますけど、雇用を求めている障がい者の方と、まだ市内の雇用率が達成されてないということは、企業的に言うとまだ受け入れる余地があるはずなんですよ。5割ぐらいしか達成していませんとさっき報告されてましたから。5割といても、達成してないのが5割だから、実際の空きは5割までないとはわかっていますが、そういう意味では、マッチングの問題に対して、今言った事業者が、申し訳ないんですけど数字を求めてしまうと、楽なほうに走ってしまうものですから、そこに対する足かせというところちょっと失礼ですけど。

(長浜課長)

逆に言うと、これは事業者に対する足かせとして設定しているわけではないんですね。事業者側に何人採用しなさいとあって、トータル99人というよりは、福祉施設から就労につながった人を、少しでも多くしていきましょうという趣旨でここでは設定しているので、そういった割合というのはあまりこだわってないというか、とにかく一般就労された方が福祉施設から多いほうがいいですよという、ただそれだけなんですよね。ただ高すぎる目標だと現実無理なので、現実的にはこの辺かなという中で、実際に知的、精神というところを高めていくためには、事業者の理解というものが必要なんで、それはこの目標とは別に、事業者側にアプローチしていくという感じになりますかね。

あと、現実的にやっぱりこあサポートとか、うちの就労の担当の話を知ると、働きたいと言ってくる障がいのある方はいっぱいいるんですけど、相談にのってみると、まだちょっと無理でしょうと。もうちょっと訓練が必要だとか、ちょっと支援する人が一緒にいないと無理だよという方の相談の割合が高くなってきているので、なかなか事業者側のほうでも、採用したくてもなかなか簡単に採用ができない。雇用率を満たさないと罰金取られる制度になっていますけど、まだ罰金払ったほうが事業者としてはいいと考えている企業も、中にはあると思うんですよね。支援するとなると、その人のために誰か支援員の人がついたりだとかみたいなこと、もう1人人を雇うとかになると、だったら罰金払ったほ



うがいいよみたいな考えの所も、多分中にはあると思いますので、そういうところも含めて総合的にいろいろ考えていかないと、伸びないかなというのはありますね。

(美の委員)

よろしいですか。まさにそこを求めているんですよ。既存のやり方ですと、恐らく限界点、今の努力しているのがまさに頂上なので。おっしゃったとおり、何かもう1個、企業さんが受け入れやすいファクターを、この何年間の間をしっかり考えてあげていく仕組みを、ここにエッセンスとして入ってないですね、私の見方だと。総合的にというお言葉になっていますけど、計画書ですから、もう少しそれに対して具体的な、指針的な、手段的なものについて、極論を言ったらそれを研究していくでもいいんですよ。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

私どもとしては、それを含めて障がい者とか障がいに対する理解とかというところだというふうに認識をしているので、企業が採用しやすくするために、何か市のほうで特別にできるものがあれば、今の施策でも何日間かお試しで雇うという企業には、お金を支援しますよ、そのお試しの上働いてもらいますみたいなのが、結構就労につながっているもので、そういうことは引き続きやっていこうと思うのですが、何かプラスして新しく企業に対する支援策みたいなものは、今の時点では具体的にはないのですが、考えないわけではない。それはあくまでも就労を支援していきますといったような項目の中で、具体的な事業名として、計画のほうにはチャレンジオフィス事業だとか、就農マッチングしたところには農家に対する助成金を出すだとか、そういった事業が、今やっているもののはのってくるかなと思いますし、あと新しく必要なものがあれば、当然その計画の年度内でやることがあれば、当然新しい事業も取り組んでいくということにはなりますけど、現状そこまで、具体的に何をやると書けないというところですかね。

(美の委員)

そうすると、やはり現状書けないのであれば、前の骨子のところに戻る形になると思うのですが、先ほど言った、企業は経済を回すのが仕事ですので、障がい者を雇用することに対する経済的合理性というものをつくってあげないと、多分増えていかないんですよ。それに対して、しっかりといろいろなやり方、公共発注を優先するとか、あれはもう1つの施策ですけど、同様に、何らかの企業における経済的メリット、または精神的メリットといいますか、企業価値の向上ということの中で、そういう社会貢献をしっかりとしている会社だということを評価していくというのも、1つのやり方なんだと思います。そういうことを、行政しかそれはしてあげられないことなんだと思うんですよ。例えば障がい者雇用をしている企業を表彰していきましょうなんていうシナリオだって、1つの案としてはあるわけです。それに対して、今言った、具体的な内容は確かに計画の下の方では出しにくいのであれば、逆に、お話が戻って申し訳ないけど、骨子の中に、そういった障がい者を支援している所を評価するとか認めてあげる、ここがガバメントとかわれわれ公共と言われる組織ができる一番の武器だと思いますので、そういう方向性なども考えていくのは、今の課長の方向性は理解しましたが、もう少ししっかり計画にのせませんと、課長

が代わったらまた内容が変わったでは困るものですから。しっかりとその辺ご検討いただくよう、まとめさせていただきます。以上です。

(田中会長)

ほかに。この障がい福祉計画、障がい児福祉計画とか、さっきの障がい者計画もそうですけど、これは障がい者施策審議会が作成したのですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

作成するのは私どもになりますけれども、施策審議会の意見を聞きながらつくっていくということになります。

(田中課長)

じゃあ、これもう施策審議会の方も目を通してあるんですね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

これ一回目を通してありますね。またご意見を頂いたので、今月の16日、3回目の施策審議会を開催して、そこでまた新しい案を提示させていただいて、12月3日に4回目をして、そこで大体素案が固まるという感じになります。それから1カ月間ぐらい、12月の終わりから1月の終わりぐらいまで、パブリックコメントということで、市民の方からも意見を頂いて、1月の終わりから2月の頭に正式に完成するという形になりますかね。

ですので、今日皆様方から頂いた意見と、前回の施策審議会のほうで頂いた意見を合わせて、ちょっと新しい形のものをつくって、その後施策審議会でも2回ほどもんだ上で、1月に最後こちらの分科会と、もう1回施策審議会のほうに説明をさせていただくという予定であります。

(田中会長)

ほかに何かありますか。

林委員)

あまりやることがいっぱいあって、今の就労の問題もあるのですが、予算が限られた中で、これだけの数のことをやっていかなきゃいけない。そうするとやっぱり社会全体をインクルーシブにするような、キーワードをところどころに入れてもらえるとうれしいなという。そうじゃないと、個々の予算がどんどん増えていく一方になってしまって、そうすると現実的でなくなる可能性があるんですね。だから本来の目標はインクルーシブな社会をつくると。まさに条例のような、理想論なんですけど、なぜそうなっているかということなんです。それはやっぱりコストがかからないこともあるんですね。社会自身が、いろんな人を受け入れる包摂が大きな社会であれば、わざわざ精神障がいのために市が金払わなくても、もともとそういう人たちが社会で動けるようになっていけば、実は減るんですね。だからその方向に向かって、今の予算を使うみたいな、そういうキーワードをいっぱい入れてほしいなと。

そのためにも、やっぱり連携とかね、それがキーワードだと思うんですよ。これだけ事業があって、意外と縦割りなんです。例えばこころんからうちに一度も相談に来たことはないな。発達障がい支援って言って、あれだけコミュニケーション支援とかやってるんですけど。ほかはあります。はまぐみはもうしょっちゅう行ってますからあるんですけど、一度もないんですよ、うちのほうには。だから恐らくその辺にも、恐らくそこにいる人がそういう知識がないんですよ。ICTによる支援みたいな知識がないのでつながりませんよね。だからその辺を、市がコーディネーターになって、明らかに、例えば今の精神障がいだったら、精神障がいにかかわるいろんなサービスの人たちを、ネットワークをつくって、さっき言ったようなものやってみるとか、私は発達障がいとか知的障がいが得意なので、その辺の人たちをちょっとネットワークをつくって、そのデータなんかも取りながら、どうやったら効果的に支援ができるか、それから増加に対して対応できるか。それから不効率なところはないだろうかとか、そういうことが見えてくるのかなという、そういうのをちょっと散りばめてもらえると。ネットワークの強化を図るみたいな、そういうので互いに、要するに個々の事業をやっていけばいいわけではなくて、今後のさまざまな増加を考えたときには、効率化とそれから利用者さんの満足度の上昇を、両方トレードオフを取っていかないかという、すごく難しい問題を今迫られていると思うんですよ。

そのためには、やっぱり次のところでは、単に個々の事業を充実させるだけではなくて、その横繋がりをより強化することによって、さっきのような周知徹底が図れてないとか、そういう問題なんかを、そういうネットワークの中で解決していくような、それを市はコーディネートしていくような体制が、私はいいのではないかなという。とりあえずできることとしては。

黙っていると、こういうのって総花的になって、これも頑張ります、あれも頑張りますみたいになって、そんなお金どこにあるんだみたいになってしまいますから、そうではなくて、限られた資源をいかに有効、まだ無駄があるのではないかと私は思うんですよ。お金が山ほどあれば、それは多少の無駄も必要悪なのかもしれないですけど、今もう明らかに収入が減るといって全体の下でやるためには、いかに効率化して、かつ利用者さんの利便性やQOLを上げていくかという、非常に難しいかじとりを迫られているから、そういう考え方で、われわれも市を支援していかなくてはいけないのではないかと、いつも思ってるんですよ。要求するだけではなくて、よりいいシステム。人間がつくるシステムですから、完璧なシステムなんてないんですよ。われわれができることは、ちょっとでもよくしたり、時代に合わせていくしかないと思うので。今やっているさまざまなシステムって、長い時間の中で国から要望されたり、地域から出てきたことを吸いあげて、市は今やってるんですよ。ある意味みんな必要なことなんです。だけど、これからはそれだけ多様なものに対して十分なお金が出せるかという、私はかなり厳しい。毎年のように私の事業は、減らせ減らせという声を、大変なんです。それはしょうがないんですよ。市は、財務当局はそういう制約をもう上から来てるわけですからね。だけど、質は落とさないです。いつも言うんですけど「じゃあ減らしていいですよ。質減りますけど、大丈夫ですか。サービスは必ず低下しますよ」っていう。そうすると、あまり答返ってこなくなるんですよ。誰もサービスを低下させたいなと思ってるわけではないんだけど、お金を減らさなきゃいけないという制約もある。それをやれば解決できる唯一の策は、より

連携を強める。もしくは必要なものは統合していくとか、何かそういうことをやっていかないと、私は難しいんじゃないかなと思います。

そんな新しい方向に向けての、将来のインクルーシブ社会、特別にそんなことしなくてもいいような社会を構築するために、これからの福祉のいろんな施策を、統廃合したり、連携を強めていくことも模索したいみたいなものを書いてもらえると、うれしいなという気がします。ありがとうございました。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

者計画の骨子のほうでちょっと。

(林委員)

それがあるといいですね。絶対必要だと思います。

(美の委員)

今日実は配っていただいたのも、林先生のこの前このお言葉なんですよ。やってあげられるなら何でもやってあげたい。だけど現実はそうでない中で、どうやって、まさに先生がおっしゃった、コストは抑えるけど質は上げる。だけど果敢に挑戦していかなくちゃいけない。ここを、やっぱり審議会の一番の強みというのは、民間のそれぞれの立場からの中で、まずは質を確保してくださいだと思うんですね。気持ちとしては。その上でコストが下がってくる可能性があるなら、それに対して代わりの何らかの対策をつくっていかないとダメだから、今から考えてくださいということで、やはり審議会の中でしっかりと求める。今は林先生1人の意見で終わるんですよ。ですから私としては、本当は委員会の中でしっかりと、特に分科会の中でまとめて、最終的には委員会のほうに挙げていただいて、障がい福祉においてのしっかりとした指針の1つに先生のご意見を入れたいと思っているのですが、その辺のところの上手な取り計らいというのは可能でしょうか。

(田中会長)

結局、インクルーシブな社会、いわゆる成熟した社会、それを目指すために、いろんな施策をやっているということを、それぞれの担当者が肝に命じるとするか、目標とか、それを見失わないで、その根幹的な質とか、目標のためにやっているんだということをおぼえていろんな施策をやらないと。ただ施策のための施策では意味ないので。1つの教室の中に目の悪い人がいて、眼鏡かけたりしてますよね。それはある意味1つの障がいなわけですけど、普通に接してるわけですね。それが当たり前のことのできる社会、林先生おっしゃってるのは。それが本当に理想的だと思います。本当にそういった社会を目指すために、行政の方もそうですけど、皆さん努力してると思うので、それは本当に見失わないようにやっていけたらいいなと思います。

### 3. 議題（4）第3回障がい者福祉専門分科会の開催内容について

（田中会長）

では、だいぶ時間も押しているのですが、最後の（4）第3回障がい者福祉専門分科会の開催内容について、事務局からお願いします。

（事務局：長浜障がい福祉課長）

じゃあ時間もかかるので簡単に説明いたします。資料4で、一点訂正なんですけれども、1番の日時、令和2年となっているのですが、令和3年1月ということで、次回の会議は1月にやりたいなというふうに思っております。パブリックコメントもちょうどやってくる時期になるので、会議の中で出た意見は、パブリックコメントと同じように、私ども取り扱っていただけるかなと思って、その時期としております。

内容につきましては、議事としては、今日説明したこの計画の最新の状況、最後の案の状況についての説明というものが1つ、それからもう1点、前回の分科会のほうで、障がいに関するような意見交換とか勉強会のようなものがあったらどうかという意見があったので、私どものほうでテーマをいくつか考えてみました。事務局案としては、講師の方から今の状況みたいなものを説明してもらいたいような、講演会みたいな形で、テーマとして4つ案を挙げてみました。ICTの利活用、それから重度障がい者の地域移行、それから障がい者の就労、それから共生のまちづくりというようなことで、4つぐらいのテーマを考えてみました。1点目は、前回の分科会で1つ意見が出ましたし、2番、3番、4番のテーマについては、今新潟市として、やはり障がいの分野で力を入れていかなきゃいけない3つの分野ということで挙げております。この辺りについて、会議はやはり2時間ぐらいと考えておりますので、議事で1時間、講演で1時間弱ぐらいでやりたいなと思っております。このテーマがいいとか、こういうような形でいいかどうかとかも含めて、ご意見があればお聞かせいただければなと思っております。

（美の委員）

前提の問題なんですけれども、会議を2時間というのは、効率的な会議については私同意をるところなんですけど、今日もすでに超過しておりますし、この委員会、非常に盛り上がるものですから、たたきつける私が言うのもなんですけれども、逆に2時間というところにこだわる必要があるのかなと。皆さんのご予定さえ合えば、2が3になったところで大きな問題ではない。むしろ審議会がしっかりと状況を把握しながら、その中で市に対して適切と思われる方針を示していくことが、審議会の役割だと思います。私はその2時間にこだわられるよりも、逆に学習のテーマが2つでも3つでも、皆さんがやりたいと、皆さんが時間を許すと、あくまでもこの中の話ですから、ということであれば、課長のお考えについては少し考える余地があるものか否やだけを先に確認していいですか。

（事務局：長浜障がい福祉課長）

私どもは別に、委員の皆様も忙しいかなというのもあるので、3時間も4時間もというところとちょっときついなというのがあるので、2時間ということで提示しただけですので、皆さん方がということであれば。ただ回数を2回3回に増やすというと、ちょっとまた日

程調整もあるので、難しいかなというのはありますけれども。

(林委員)

この講演というのは、この分科会の中でやるということですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい。ここに1人来ていただいて。実際私の頭の中では、1番は本当に林先生からお話ししてもらえばなと思っていましたし、2番は入所とか入院の施設をやってる関係者の方からお話ししてもらえればなと思っていましたし、3番はそれこそ新潟市内で初めてできた特例子会社の代表の方からお話ししてもらおうかなみたいなことを想定してましたし、4番の理解については、私どもが今やっている取り組みだとか、私どものほうから説明しようかなと思っておったので、その中から時間的に考えて1項目ぐらいかなと思っていたのですが、その辺は委員の皆様のご意見によってと思っております。

(林委員)

あんまり1人の話が長いのは細くなりすぎるので、1人15分とか20分にして、2つか3つやるみたいなのもいいのかもしれないですよ。あんまり細かい話をされても、恐らく理解が難しいかなという。こういう場だという前提で話をしてもらおうと、一番大事な概念とか考え方とか、現実世界の現状とか、そういうのがあると、普通は20分あれば私はいかなという。もしかしたら1つか2つぐらいはできる。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

恐らく20分ぐらいで2項目ぐらいということでもいいかなと思います。

(林委員)

そういう感じがしますよね。1つだと、せっかく地域移行とか大事なテーマがあるので、私もそれ聞きたいなという気がするの。ICTの話なんていくらでもやりますけど。やり始めるときりがない。1日たっただけ終わらない。学生には15回で教えているんです。90分15回教えてる。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

もし委員の皆様がそんな感じでいいということであれば、20分ぐらいで2つぐらいということで、この中から2つ選んでいただければ、こちらのほうで講師のほう手配して、この場に来てもらうということを考えていますし、ただちょっと、議事の計画のほうは、全部説明すると相当時間くうので、次回は本当にポイントを絞って、今回から変わったところだけとか、事前にある程度見てきていただいて、もしくはここをちょっと直してほしいという意見があれば、事前にいただくとか、その辺やり方工夫した上でこっちを1時間ぐらい取ればなと思います。

何か、これは絶対聞きたいなという項目がもしあれば言っていただければ。これであれば、大体講師のあたりもついているので、何とかなるかなと思っております。いかが

でしょうか。

(田中会長)

今林先生おっしゃったように、講演に関してはそんな時間取らないで手短かに、テーマを2つぐらいに絞ってやっていただくのがいいのではないかと思います。はっきり言って、2時間越す会議なんか意味ないと思うんですよ。集中力だってだんだん落ちてくるわけだし。

(林委員)

そもそも話は15分ぐらいでもいいかもしれないですね。15分から20分ぐらいにしておくと、聞きやすい話になるかなという。

(美の委員)

よろしければやはり3番のところ、先ほど言った、社会福祉これからやっていく上で避けて通れない、それに緊急性があるものだと思うので、できれば3番は、実際にまだ1号ということであれば、このあと2号、3号が必要になるはずですので、今やられてる方の課題などを、審議会のメンバーがともに、同じ思いになることはそのあとの審査にも影響すると思いますので、私としては3番を。もちろん1番の林先生はあるのを前提なんですけど。お願いできたらなと私は思っています。

(田中会長)

ほかに何か意見ありますでしょうか。

(林委員)

うちはもう10年間事業やってきてるので、具体的な話ができるかなという。どういう哲学の下に、どういう市の予算の下で、どういう事業やってきて、どのぐらい成果があったかぐらいまでお伝えしたいなど。それをどうやって運営しているのか。ここの3番も知りたいですね。どういう体制で、どのぐらい人がいて、どういう予算で、どういう地域とのコラボレーションやりながら実績あげているか、とても知りたいので。

(田中会長)

では、1番と3番ということでよろしいですか。そのようにお願いしたいと思えますけれども。

では、よろしいでしょうか。それでは令和2年度の第2回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会、これで終了となります。お忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。長浜課長さんも1人でご説明いただいて、ありがとうございました。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

田中会長、長時間にわたりありがとうございました。次回の日程について事務局のほう

から。

(羽賀係長)

今後のスケジュールだけお伝えしたいと思うんですけども、計画の作成について今施策審議会のほうで、もうあと2回、11月16日と12月3日に開催をします。そのあと議会のほうにパブリックコメントをしますということで、12月半ばぐらいにお話をさせていただいて、それから1月の半ばから1月下旬まで1カ月間、パブリックコメントをしていきます。その間に、1月の中旬ぐらいまでに、次回の分科会を開催させていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。今のところ第2週もしくは3週で。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

1月の7日の木曜日か14日の木曜日の午後あたりで考えていたのですが、7日というのは、もしかすると、条例上私どもは休めないんですけど、代わる代わるなるべく休めという話に、もし市役所の中でなると、市役所やってるけどいないということもあり得るので、どうしようかなと。7か14辺りで日程調整させていただければなと。会長のご都合で、ちなみにどんなですか。

(田中会長)

7か14だったら、14かな。

(林委員)

私も14空いています。

(美の委員)

大丈夫です。

(佐藤委員)

14午後だったら空いてるから。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

じゃあ14日の午後で、一応第一候補でちょっと考えていって、会長の都合、もし悪くなるようであれば、また別途調整させていただければ。午後ということでお願います。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。事務連絡ですけれども、駐車券については無料処理しておりますので、お帰りの際にお受け取りください。以上で終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。